

平成29年第4回藍住町議会定例会会議録（第1日）

平成29年12月11日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂に招集された。

1 出席議員

1 番議員	喜田 修	9 番議員	西岡 恵子
2 番議員	古川 義夫	10 番議員	西川 良夫
3 番議員	小川 幸英	11 番議員	森 彪
4 番議員	林 茂	12 番議員	平石 賢治
5 番議員	安藝 広志	13 番議員	森 志郎
6 番議員	鳥海 典昭	14 番議員	佐野 慶一
7 番議員	矢部 幸一	15 番議員	永濱 茂樹
8 番議員	徳元 敏行	16 番議員	奥村 晴明

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 大塚 浩三                      局長補佐 山瀬 佳美

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
監査委員	林 健太郎
教育次長	下竹 啓三
会計管理者	奥田 浩志
総務課長	梯 達司
福祉課長	森 伸二
企画政策課長	斉藤 秀樹
税務課長	藤本 伸
健康推進課長	高田 俊男
社会教育課長	近藤 政春
住民課長	佐野 正洋
生活環境課長	石川 洋至
建設課長	近藤 孝公
経済産業課長	森 美津子
下水道課長	賀治 達也

水道課長 森 隆幸  
西クリーンステーション所長 高木 律生

## 5 議事日程

### (1) 議事日程 (第1号)

- |     |            |                                  |
|-----|------------|----------------------------------|
| 第1  | 会議録署名議員の指名 |                                  |
| 第2  | 会期の決定      |                                  |
| 第3  | 議第60号      | 平成29年度藍住町一般会計補正予算について            |
| 第4  | 議第61号      | 平成29年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)補正予算について  |
| 第5  | 議第62号      | 平成29年度藍住町特別会計(介護保険事業)補正予算について    |
| 第6  | 議第63号      | 平成29年度藍住町特別会計(介護サービス事業)補正予算について  |
| 第7  | 議第64号      | 平成29年度藍住町特別会計(後期高齢者医療事業)補正予算について |
| 第8  | 議第65号      | 藍住町の職員の育児休業等に関する条例の一部改正について      |
| 第9  | 議第66号      | 藍住町水防団に関する条例の制定について              |
| 第10 | 議第67号      | 徳島県市町村総合事務組合規約の変更について            |

### (2) 議事日程 (第1号の追加1)

- |    |       |        |
|----|-------|--------|
| 第1 | 発議第7号 | 議長辞職の件 |
| 第2 | 選挙第6号 | 議長の選挙  |

### (3) 議事日程 (第1号の追加2)

- |    |       |         |
|----|-------|---------|
| 第1 | 発議第8号 | 副議長辞職の件 |
| 第2 | 選挙第7号 | 副議長の選挙  |
| 第3 | 発議第9号 | 議席の一部変更 |

### (3) 議事日程 (第1号の追加3)

- |    |        |                                  |
|----|--------|----------------------------------|
| 第1 | 発議第10号 | 議会運営委員会委員の辞任                     |
| 第2 | 発議第11号 | (仮称)藍住町文化ホール・公共施設複合化事業特別委員会委員の辞任 |

- |     |        |                                      |
|-----|--------|--------------------------------------|
| 第3  | 発議第12号 | 防災対策特別委員会委員の辞任                       |
| 第4  | 発議第13号 | 議会だより編集委員会委員の辞任                      |
| 第5  | 発議第14号 | 議会改革調査特別委員会委員の辞任                     |
| 第6  | 発議第15号 | 議会運営委員会委員の選任                         |
| 第7  | 発議第16号 | (仮称)藍住町文化ホール・公共施設複合化事業特別<br>委員会委員の選任 |
| 第8  | 発議第17号 | 防災対策特別委員会委員の選任                       |
| 第9  | 発議第18号 | 議会だより編集委員会委員の選任                      |
| 第10 | 発議第19号 | 議会改革調査特別委員会委員の選任                     |
| 第11 | 発議第20号 | 議会運営委員会委員の辞任                         |
| 第12 | 発議第21号 | 議会運営委員会委員の選任                         |
| 第13 | 選挙第8号  | 板野西部青少年補導センター組合議会議員の選挙               |
| 第14 | 選挙第9号  | 徳島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙                |

平成29年藍住町議会第4回定例会会議録

12月11日

午前10時00分開会

○議長（森志郎君） おはようございます。寒さもひとしお身にしみる頃となりました。

先般の町長選挙において、高橋町長が無投票で初当選されました。本席より議会を代表して、お喜びを申し上げます。

今後は、早期に町政に取り組む新体制を整えて、様々な公約実現に向けて御尽力いただくようお願いをしておきます。高橋町長の手腕に期待をしております。

本日は、平成29年第4回藍住町議会定例会に、御出席をくださいます、ありがとうございます。

ただいまから、平成29年第4回藍住町議会定例会を開会いたします。

○議長（森志郎君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

本日までに、3件の陳情の提出がありますので、お手元に陳情受付表をお配りしております。後ほど、ごらんいただきたいと思います。

○議長（森志郎君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（森志郎君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、9番議員、西岡恵子君、及び10番議員、西川良夫君を指名します。

○議長（森志郎君） 日程第2、「会期の決定について」を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月22日までの12日間にしたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森志郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月22日までの12日間に決定しました。議事の都合により、小休します。

〔事務局職員、議案を配布する〕

---

午前10時19分再開

○副議長（平石賢治君） 小休前に引き続き会議を再開します。先ほど、森議長から議長の辞職願が提出されております。

森議長に代わりまして、副議長の平石が議長の職を務めさせていただきます。御協力のほど、よろしくお願いいたします。

お諮りします。「議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（平石賢治君） 異議なしと認めます。

したがって、「議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

---

○副議長（平石賢治君） 追加日程第1、発議第7号「議長辞職の件」を議題とします。本案は、森志郎君の一身上に関する案件でありますので、地方自治法第117条の議長及び議員の除斥に該当いたしますので、森志郎君は退席しております。

事務局長に議案を朗読させます。

◎議会事務局長（大塚浩三君） （議案を朗読する）

○副議長（平石賢治君） お諮りします。森志郎君の議長の辞職を許可することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（平石賢治君） 異議なしと認めます。

したがって、森志郎君の議長の辞職を許可することに決定しました。森志郎君の入場を許します。

〔森議員、入場する〕

---

○副議長（平石賢治君） ただいま議長が欠けました。

お諮りします。「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として、選挙を行

いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（平石賢治君） 異議なしと認めます。

したがって、「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として、選挙を行うことに決定しました。

議事の都合により、小休します。

午前10時21分小休

---

〔事務局職員、準備する（机、投票箱設置）〕

---

午前10時26分再開

○副議長（平石賢治君） 小休前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第2、選挙第6号「議長の選挙」を行います。選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔事務局職員、議場を閉める〕

○副議長（平石賢治君） ただいまの出席議員は、16人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に西岡恵子君及び西川良夫君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

〔事務局職員、投票用紙を配布する〕

○副議長（平石賢治君） 投票用紙に被選挙人の氏名を記入し、事務局長の点呼に応じ、順次投票をお願いいたします。同姓の議員がおりますので、名前まで、御記入をお願いいたします。

また、この投票の効力判定については、地方自治法第118条の規定により、公職選挙法が一部適用されておりますので、これに基づき公平かつ厳格に行いたいと思います。法定得票数は有効投票の4分の1以上となっております。

また、得票数が同数の場合は、くじで決めることになっておりますので、この点あらかじめ御承知おきください。

投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

〔配布漏れなし〕

○副議長（平石賢治君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱を点検する・副議長、議員、理事者側に投票箱の中を見せる〕

○副議長（平石賢治君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

◎議会事務局長（大塚浩三君） （議席番号・氏名を点呼する）

〔事務局長の点呼に応じ、順次投票を行う〕

○副議長（平石賢治君） 投票漏れは、ありませんか。

〔投票漏れなし〕

○副議長（平石賢治君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

〔事務局職員、投票箱を閉鎖する〕

○副議長（平石賢治君） 開票を行います。

西岡恵子君及び西川良夫君。開票の立会いをお願いします。

〔事務局職員、いす設置〕

〔西岡議員、西川議員、立会いする〕

〔事務局職員、開票する〕

〔事務局職員、立会人の確認を受け、開票結果を議長に届ける〕

〔立会人、自席へ戻る〕

〔事務職員、ワゴンといすを移動する〕

○副議長（平石賢治君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 16 票。有効投票 16 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち、奥村晴明君 11 票、森彪君 4 票、林茂君 1 票、以上のとおりです。この選挙の法定得票数は、4 票です。したがって、奥村晴明君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔事務局職員、議場を開く〕

○副議長（平石賢治君） ただいま、議長に当選された奥村晴明君が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。奥村晴明君、自席からで結構ですので、当選受諾をお願いいたします。

奥村晴明君。

● 13番議員（奥村晴明君） ただいま、当選したことの告知を受けました。皆様の御推挙をいただき、誠にありがとうございます。当選を受諾させていただきます。

○副議長（平石賢治君） 議長選挙が終了いたしましたので、私の職務は終了いたしました。ここで、新しく議長になられました奥村晴明君と交代をいたします。それでは、奥村議長、よろしくお願いいたします。

〔奥村議長、議長席に着く〕

〔平石副議長、自席へ戻る〕

○議長（奥村晴明君） それでは、議長席に着かせていただきます。後ほどまた御挨拶を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議事の都合により、小休いたします。

午前10時41分小休

---

〔小休中に、事務局職員、議案を配布する〕

---

午前10時42分再開

○議長（奥村晴明君） 小休前に引き続き、会議を開きます。小休中に、副議長の平石賢治君から、副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。「副議長の辞職の件」を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（奥村晴明君） 異議なしと認めます。

したがって、「副議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

---

○議長（奥村晴明君） 追加日程第1、発議第8号「副議長辞職の件」を議題とします。本案は、平石賢治君の一身上に関する案件でありますので、地方自治法第117条の議長及び議員の除斥に該当いたしますので、平石賢治君は退席しております。事務局長に議案を朗読させます。

◎議会事務局長（大塚浩三君） （議案を朗読する）

○議長（奥村晴明君） お諮りします。平石賢治君の副議長の辞職を許可することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（奥村晴明君） 異議なしと認めます。

したがって、平石賢治君の副議長の辞職を許可することに決定しました。平石賢治君の入場を許します。

〔平石議員、入場する〕

---

○議長（奥村晴明君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として、選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（奥村晴明君） 異議なしと認めます。

したがって、「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として、選挙を行うことに決定しました。

議事の都合により、小休します。

午前10時55分小休

---

〔小休中に、事務局職員、準備する（机、投票箱設置）〕

午前10時58分再開

○議長（奥村晴明君） 小休前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第2、選挙第7号「副議長の選挙」を行います。選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔事務局職員、議場を閉める〕

○議長（奥村晴明君） ただいまの出席議員は16人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に西岡恵子君及び西川良夫君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

〔事務局職員、投票用紙を配布する〕

○議長（奥村晴明君） 投票用紙に被選挙人の氏名を記入し、事務局長の点呼に応

じ、順次投票をお願いいたします。同姓の議員がおりますので、名前まで、御記入をお願いいたします。

また、この投票の効力判定については、地方自治法第118条の規定により、公職選挙法が一部適用されておりますので、これに基づき公平かつ厳格に行いたいと思います。法定得票数は有効投票の4分の1以上となっております。

また、得票数が同数の場合はくじで決めることになっておりますので、この点あらかじめ御承知おきください。

投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

〔配布漏れなし〕

○議長（奥村晴明君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱を点検する・議長、議員、理事者側に投票箱の中を見せる〕

○議長（奥村晴明君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

◎議会事務局長（大塚浩三君） （議席番号・氏名を点呼し、順次投票を行う）

〔順次投票を行う〕

○議長（奥村晴明君） 投票漏れは、ありませんか。

〔投票漏れなし〕

○議長（奥村晴明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

〔事務局職員、投票箱を閉鎖する〕

○議長（奥村晴明君） 開票を行います。

西岡恵子君及び西川良夫君。開票の立会いをお願いします。

〔事務局職員、いす設置〕

〔西岡議員、西川議員立会いする〕

〔事務局職員、開票する〕

〔事務局職員、立会人の確認を受け開票結果を議長に届ける〕

〔立会人、自席へ戻る〕

〔事務職員、ワゴンといすを移動する〕

○議長（奥村晴明君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 16 票。有効投票 14 票、無効投票 2 票です。有効投票のうち、永瀆茂樹君 11 票、林茂君 2 票、小川幸英君 1 票、以上のとおりです。この選挙の法定得票数は、4 票です。したがって、永瀆茂樹君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔事務局職員、議場を開く〕

○議長（奥村晴明君） ただいま、副議長に当選された永瀆茂樹君が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。永瀆茂樹君、自席からで結構ですので、当選受諾をお願いいたします。

永瀆茂樹君。

● 12 番議員（永瀆茂樹君） ただいま、副議長に当選したことの告知を受けました。皆様の御推挙を頂き、誠にありがとうございます。当選を受諾させていただきます。

---

○議長（奥村晴明君） ここで、前議長の森志郎君より退任の御挨拶をお願いいたします。前へお進みください。

森志郎君。

〔16 番議員 森志郎君登壇〕

● 16 番議員（森志郎君） 議長から発言を求められましたので、議長退任に当たりまして一言お礼を申し上げます。

昨年、2 月 29 日の臨時会におきまして、藍住町議会第 40 代議長に就任をさせていただきました。就任以来、1 年 11 か月の間、微力でございますけれども、円滑な議会運営にひたすら精進してまいりました。幸いにして、大きな混乱もなく、議会運営ができましたことは、議員の皆様方、また、理事者の皆様方のおかげでございます。

特に、今年の 7 月から、全国町村議長会監事、徳島県町村議会議長会及び板野郡町村議会議長会の会長に就任させていただき、多忙ながら充実した日々を過ごすことができました。本当にありがとうございます。

議会改革についても、特別委員会を作り取り組んでまいりましたが、まだまだ、道半ばでございます。議会基本条例の制定など議会の活性化に向けて、更なる努力をお願いいたします。

今日からまた一議員として、藍住町と藍住町議会発展のために誠心誠意努力をし

てまいりますので、今後なお一層の御指導、御鞭撻を頂きますよう、お願いを申し上げまして挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（奥村晴明君） 森前議長お疲れ様でございました。

次に、前副議長の平石賢治君より退任の御挨拶をお願いいたします。前へお進みください。

平石賢治君。

〔15番議員 平石賢治君登壇〕

●15番議員（平石賢治君） 議長から発言を求められましたので、副議長退任に当たりまして一言お礼を申し上げます。

今年の3月定例会で、皆様方の御推挙を頂き、副議長の重責につかせていただきましたが、その間、不行き届きの点が多かったにもかかわらず、議長をはじめ先輩、同僚議員並びに理事者の方々のあたたかい御協力と御指導を得まして、今日までどうにかこの重責を果たし得ました。ここに皆様方の御厚情に対し、厚くお礼を申し上げます。

なお、今後とも町政発展のために、一層の努力をいたしたいと存じますので、今まで以上に御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。辞任の挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。

〔議長 奥村晴明君登壇〕

○議長（奥村晴明君） 皆様の御推挙を頂き、議長という重責を務めさせていただくことになりました。私にとりまして、身に余る光栄でありますと同時に、責任の重大さを痛感いたしておるところでございます。浅学非才ではございますが、議員の皆様方、また、理事者の皆様方の御支援、御協力、御鞭撻を賜り、議会の円滑な運営と藍住町発展のため、一生懸命に議長職に取り組んでまいりたいと思います。御指導を賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。どうもありがとうございました。よろしくをお願いいたします。

続きまして、副議長に就任されました永瀆茂樹君より就任の御挨拶をお願いいたします。前へお進みください。

永瀆茂樹君。

〔12番議員 永瀆茂樹君登壇〕

●12番議員（永瀆茂樹君） 皆様の御推挙を頂き、議会副議長を務めさせていただくこととなりました。今後は、議長とともに議会運営に、また、町政発展のため

に、微力ではありますが全力を尽くしてまいりたいと思いますので、皆様の御支援、御指導のほど、よろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

○議長（奥村晴明君）　ここで、理事者を代表して高橋町長より御挨拶をいただきたいと思います。

高橋町長。

〔町長　高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君）　町理事者、職員を代表いたしまして、一言お喜びを申し上げます。

ただいま、第41代藍住町議会議長に奥村晴明議員、副議長に永濱茂樹議員がそれぞれ選任されました。お二人には御当選を心からお喜び申し上げます。

奥村晴明議長におかれましては、平成4年に本町議会議員として初当選をされ、現在、六期目を務められております。この間、各方面で活躍をされており、これまでに、平成20年2月から1年にわたり議長を歴任されており、この度、2度目の議長就任となりました。そのほか、平成22年3月から1年11か月にわたり、監査委員を務められ、各委員会においても、総務常任委員会委員長、厚生常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、（仮称）藍住町文化ホール・公共施設複合化事業特別委員会委員長などを歴任されたほか、板野西部青少年補導センターをはじめ、一部事務組合などの組合議会議員も務められるなど、町政発展のために、御尽力をいただいてまいりました。今後とも豊富な御経験を生かされ、議会の円滑な運営に手腕を発揮されますよう、御期待申し上げます。

また、永濱茂樹副議長は、平成12年に初当選をされ、現在、五期目であります。これまでに、厚生常任委員会委員長、総務文教常任委員会委員長、藍住町防災対策特別委員会委員長などを歴任されたほか、板野西部青少年補導センターをはじめ、一部事務組合などの組合議会議員も務められるなど、御活躍をされてまいりました。どうか、議長を補佐して、今後とも町政の発展に御協力を賜りますよう、心からお願ひ申し上げます。

また、森志郎議員におかれましては、昨年、2月の改選後、議長として御就任をされ、平石賢治議員におかれましては、今年3月の改選後、副議長として御就任をされ、それぞれ、議会運営はもとより、町理事者との対話など、町政発展のために、御尽力を賜りました。心から御慰労を申し上げ、厚く感謝とねぎらいの意を表したいと思います。ありがとうございました。

最後になりましたが、新たに正副議長に御就任されました、お二方の今後の御活躍と御健勝、また、議会の皆様方の御協力をお願い申し上げ、誠に簡単ではございますが、お喜びの御挨拶といたします。どうか、今後とも、よろしくようお願い申し上げます。誠にめでたうございました。

---

○議長（奥村晴明君） ありがとうございます。引き続き議事を進めます。

ただいまの議長、副議長の選挙に伴い、「議席の一部変更」を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（奥村晴明君） 異議なしと認めます。

したがって、「議席の一部変更」を日程に追加し、追加日程第3として、議題とすることに決定しました。

追加日程第3、発議第9号「議席の一部変更」を行います。

議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。議席につきましては、16番を議長、15番を副議長とするのが慣例となっておりますので、御了承ください。会議規則第4条第3項の規定により、16番に奥村晴明、15番に永濱茂樹君、13番に森志郎君、12番に平石賢治君といたします。

議事の都合により、小休します。小休中に議席の移動をお願いいたします。なお、議員の皆さんは控室にお集まりください。

午前11時27分小休

---

〔小休中に、事務局職員、議案を配布する〕

〔委員会を開催し、互選する〕

---

午後1時00分再開

○副議長（永濱茂樹君） 小休前に引き続き会議を開きます。

先ほど、小休中に奥村議長より一身上の都合により、議会運営委員会委員、厚生常任委員会委員長、（仮称）藍住町文化ホール・公共施設複合化事業特別委員会委員、防災対策特別委員会委員、議会だより編集委員会委員、議会改革調査特別委員会委員を辞任する旨、申出をされました。本案は、奥村晴明君の一身上に関する案

件でありますので、地方自治法第117条の議長及び議員の除斥に該当いたしますので、奥村晴明君は退席しております。なお、厚生常任委員会を小休中に開催しました結果について報告します。

厚生常任委員会委員長の辞任願いにつきまして、辞任が許可されました。

また、委員会条例第8条第2項の規定によって互選がされ、後任には、厚生常任委員会委員長を安藝広志君、同副委員長には森志郎君を選任することに決定いたしました。

お諮りします。発議第10号「議会運営委員会委員の辞任」、発議第11号「(仮称)藍住町文化ホール・公共施設複合化事業特別委員会委員の辞任」、発議第12号「防災対策特別委員会委員の辞任」、発議第13号「議会だより編集委員会委員の辞任」及び発議第14号「議会改革調査特別委員会委員の辞任」を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第5として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（永瀆茂樹君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第10号「議会運営委員会委員の辞任」、発議第11号「(仮称)藍住町文化ホール・公共施設複合化事業特別委員会委員の辞任」、発議第12号「防災対策特別委員会委員の辞任」、発議第13号「議会だより編集委員会委員の辞任」、発議第14号「議会改革調査特別委員会委員の辞任」を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第5として議題とすることに決定しました。

---

○副議長（永瀆茂樹君） 発議第10号「議会運営委員会委員の辞任」、発議第11号「(仮称)藍住町文化ホール・公共施設複合化事業特別委員会委員の辞任」、発議第12号「防災対策特別委員会委員の辞任」、発議第13号「議会だより編集委員会委員の辞任」、発議第14号「議会改革調査特別委員会委員の辞任」を議題とします。事務局長に議案を朗読させます。

◎議会事務局長（大塚浩三君） （議案を朗読する）

○副議長（永瀆茂樹君） 本件は、申出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（永瀆茂樹君） 異議なしと認めます。

したがって、奥村晴明君の議会運営委員会委員、(仮称)藍住町文化ホール・公共

施設複合化事業特別委員会委員、防災対策特別委員会委員、議会だより編集委員会委員、議会改革調査特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

奥村晴明君の入場を許します。

〔奥村議長、議場へ入場する〕

〔永瀆副議長、自席へ戻る〕

---

○議長（奥村晴明君） ただいま、議会運営委員会委員が1名欠けました。

お諮りします。「議会運営委員会委員の選任」を日程に追加し、追加日程第6として、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（奥村晴明君） 異議なしと認めます。

したがって、「議会運営委員会委員の選任」を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定しました。

○議長（奥村晴明君） 追加日程第6、発議第15号「議会運営委員会委員の選任」を行います。事務局長に議案を朗読させます。

◎議会事務局長（大塚浩三君） （議案を朗読する）

○議長（奥村晴明君） お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、安藝広志君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（奥村晴明君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員は、安藝広志君を選任することに決定しました。

---

○議長（奥村晴明君） 続きまして、「(仮称)藍住町文化ホール・公共施設複合化事業特別委員会委員の選任」を日程に追加し、追加日程第7として、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（奥村晴明君） 異議なしと認めます。

したがって、「(仮称)藍住町文化ホール・公共施設複合化事業特別委員会委員の選任」を日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに決定しました。

○議長（奥村晴明君） 追加日程第7、発議第16号「(仮称)藍住町文化ホール・

公共施設複合化事業特別委員会委員の選任」を行います。事務局長に議案を朗読させます。

◎議会議務局長（大塚浩三君）（議案を朗読する）

○議長（奥村晴明君） お諮りします。

（仮称）藍住町文化ホール・公共施設複合化事業特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、森志郎君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（奥村晴明君） 異議なしと認めます。

したがって、（仮称）藍住町文化ホール・公共施設複合化事業特別委員会委員は、森志郎君を選任することに決定しました。

議事の都合により小休します。

午後1時10分小休

---

〔小休中に、事務局職員、議案を配布する〕

〔委員会を開催し、互選する〕

---

午後1時14分再開

○議長（奥村晴明君） 小休前に引き続き会議を開きます。

（仮称）藍住町文化ホール・公共施設複合化事業特別委員会を小休中に開催しました結果について報告します。

（仮称）藍住町文化ホール・公共施設複合化事業特別委員会委員の辞任願いにつきまして、辞任が許可されました。

また、委員会条例第8条第2項の規定によって互選がされ、後任には、（仮称）藍住町文化ホール・公共施設複合化事業特別委員会の委員長を森志郎君に選任することに決定いたしました。

---

○議長（奥村晴明君） 続きまして、「防災対策特別委員会委員の選任」を日程に追加し、追加日程第8として、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（奥村晴明君） 異議なしと認めます。

したがって、「防災対策特別委員会委員の選任」を日程に追加し、追加日程第8として議題とすることに決定しました。

○議長（奥村晴明君） 追加日程第8、発議第17号「防災対策特別委員会委員の選任」を行います。事務局長に議案を朗読させます。

◎議会事務局長（大塚浩三君） （議案を朗読する）

○議長（奥村晴明君） お諮りします。

防災対策特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、森志郎君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（奥村晴明君） 異議なしと認めます。

したがって、防災対策特別委員会委員は、森志郎君を選任することに決定しました。

---

○議長（奥村晴明君） 続きまして、「議会だより編集委員会委員の選任」を日程に追加し、追加日程第9として、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（奥村晴明君） 異議なしと認めます。

したがって、「議会だより編集委員会委員の選任」を日程に追加し、追加日程第9として議題とすることに決定しました。

○議長（奥村晴明君） 追加日程第9、発議第18号「議会だより編集委員会委員の選任」を行います。事務局長に議案を朗読させます。

◎議会事務局長（大塚浩三君） （議案を朗読する）

○議長（奥村晴明君） お諮りします。

議会だより編集委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、森志郎君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（奥村晴明君） 異議なしと認めます。

したがって、議会だより編集委員会委員は、森志郎君を選任することに決定しました。

---

○議長（奥村晴明君） 続きまして、「議会改革調査特別委員会委員の選任」を日

程に追加し、追加日程第10として、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（奥村晴明君） 異議なしと認めます。

したがって、「議会改革調査特別委員会委員の選任」を日程に追加し、追加日程第10として議題とすることに決定しました。

○議長（奥村晴明君） 追加日程第10、発議第19号「議会改革調査特別委員会委員の選任」を行います。事務局長に議案を朗読させます。

◎議会事務局長（大塚浩三君） （議案を朗読する）

○議長（奥村晴明君） お諮りします。

議会改革調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、森志郎君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（奥村晴明君） 異議なしと認めます。

したがって、議会改革調査特別委員会委員は、森志郎君を選任することに決定しました。

---

○議長（奥村晴明君） 先ほど、小休中に永瀆副議長より一身上の都合により、議会運営委員会委員、総務文教常任委員会委員長、防災対策特別委員会委員長を辞任する旨、申出をされました。本案は、永瀆茂樹君の一身上に関する案件でありますので、地方自治法第117条の規定によって、永瀆茂樹君の退場を求めます。

〔永瀆副議長、退場〕

○議長（奥村晴明君） なお、総務文教常任委員会を小休中に開催しました結果について報告します。

総務文教常任委員会委員長の辞任願いにつきまして、辞任が許可されました。

また、委員会条例第8条第2項の規定によって互選がされ、後任には、総務文教常任委員会委員長を矢部幸一君、同副委員長には徳元敏行君を選任することに決定いたしました。

お諮りします。発議第20号「議会運営委員会委員の辞任」を日程に追加し、追加日程第11として、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（奥村晴明君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第20号「議会運営委員会委員の辞任」を日程に追加し、追加日程第11として、議題とすることに決定しました。

○議長（奥村晴明君） 追加日程第11号発議第20号「議会運営委員会委員の辞任」を議題とします。事務局長に議案を朗読させます。

◎議会事務局長（大塚浩三君） （議案を朗読する）

○議長（奥村晴明君） 本件は、申出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（奥村晴明君） 異議なしと認めます。

したがって、永瀆茂樹君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

永瀆茂樹君の入場を許します。

〔永瀆副議長、議場へ入場する〕

---

○議長（奥村晴明君） ただいま、議会運営委員会委員が1名欠けました。

お諮りします。「議会運営委員会委員の選任」を日程に追加し、追加日程第12として、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（奥村晴明君） 異議なしと認めます。

したがって、「議会運営委員会委員の選任」を日程に追加し、追加日程第12として議題とすることに決定しました。

○議長（奥村晴明君） 追加日程第12、発議第21号「議会運営委員会委員の選任」を行います。事務局長に議案を朗読させます。

◎議会事務局長（大塚浩三君） （議案を朗読する）

○議長（奥村晴明君） お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、矢部幸一君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（奥村晴明君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員は、矢部幸一君を選任することに決定しました。議事の都合で小休します。

午後 1 時 2 0 分小休

午後 1 時 2 4 分再開

○議長（奥村晴明君） 小休前に引き続き会議を開きます。

防災対策特別委員会を小休中に開催しました結果について報告します。

防災対策特別委員会委員長の辞任願いにつきまして、辞任が許可されました。

また、委員会条例第 8 条第 2 項の規定によって互選がされ、後任には、防災対策特別委員会委員長に平石賢治君を選任することに決定いたしました。

○議長（奥村晴明君） 次に、森志郎君と平石賢治君が板野西部青少年補導センター組合議会議員を辞職し、2名の欠員が生じました。また、平石賢治君が徳島県後期高齢者医療広域連合議会議員を辞職し、欠員が生じました。

したがって、「板野西部青少年補導センター組合議会議員の選挙」、「徳島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を日程に追加し、追加日程第 1 3、追加日程第 1 4として、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（奥村晴明君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙第 8 号「板野西部青少年補導センター組合議会議員の選挙」、選挙第 9 号「徳島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を日程に追加し、追加日程第 1 3、追加日程第 1 4として議題とすることに決定しました。

○議長（奥村晴明君） 追加日程第 1 3、選挙第 8 号「板野西部青少年補導センター組合議会議員選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（奥村晴明君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（奥村晴明君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

板野西部青少年補導センター組合議会議員には、奥村清明と永瀆茂樹君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました奥村清明と永瀆茂樹君を板野西部青少年補導センター組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（奥村清明君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました奥村清明と永瀆茂樹君が板野西部青少年補導センター組合議会議員に当選しました。ただいま、板野西部青少年補導センター組合議会議員に当選しました奥村清明と永瀆茂樹君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

---

○議長（奥村清明君） 追加日程第14、選挙第9号「徳島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（奥村清明君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（奥村清明君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

徳島県後期高齢者医療広域連合議会議員に永瀆茂樹君を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名しました永瀆茂樹君を徳島県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（奥村清明君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました永瀆茂樹君が徳島県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。ただいま、徳島県後期高齢者医療広域連合議会議員に

当選された永濱茂樹君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

---

○議長（奥村晴明君） 日程第3、議第60号「平成29年度藍住町一般会計補正予算について」から、日程第10、議第67号「徳島縣市町村総合事務組合規約の変更について」の8議案を一括議題とします。

提出者であります高橋町長から提案理由の説明を求めます。

なお、高橋町長におかれましては、初めての本議会でありますので、町長就任の御挨拶もあわせてお願いいたします。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） おはようございます。師走に入り何かと慌ただしくなってきました。また、次第と寒さも増し、冬の訪れを実感する季節となってきました。

さて、本日、平成29年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御多忙中にもかかわらず、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

議長から、提案理由の説明とあわせて、町長就任の挨拶の機会を与えていただき誠に恐縮の極みであります。

12月定例議会は、町長選挙後、初めての議会でありますので、冒頭の貴重なお時間をいただき、町長就任の御挨拶と今後の町政運営の基本的な考え方を申し上げさせていただきます。

この度の町長選挙は、無投票という私にとっては最高の形で町長に就任させていただきました。このような形で住民の皆様の信任を得ましたので、絶対に期待を裏切らないよう、全身全霊を傾け町政に取り組んでまいります。

今、私は職責の重さに身の引き締まる思いであります。また、私と議員の皆さんのそれぞれが二元代表制の一翼を担っております。今後、対等な関係を保ちながら、共に切磋琢磨し、また協力しながら、より良い町政を実現したいと考えておりますので、皆様の御指導、御協力を心よりお願い申し上げます。

さて、本町は、かつては人口1万人程度の田園風景の広がる小さな町でございましたが、昭和40年代半ばから徐々に人口が増加し、現在では人口3万5,000人の県下でも有数の町に発展いたしました。これは、これまで行ってきた人口増加

につながる施策が効果的であったこと、また本町を取り巻く様々な環境が上手くかみ合い、飛躍的に発展してきたのではないかと考えております。

そして、これまで、人口増加に支えられながら大きく発展してきた本町ではありますが、徳島県全体の人口が減少する中で、その人口増加にも陰りが見え始めてきています。正に今、この町は大きな転換期に差し掛かっているのではないかと感じています。

今後、この町の地域特性を最大限に生かしながら、町内外の誰が見ても魅力ある藍住町を築くため、職員共々、一丸となって、精一杯頑張りたいと考えております。

議員の皆様、また住民の皆様におかれましては、何とぞ、御理解、御協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

提案理由の説明に先立ち、町政に関して諸般の御報告を申し上げ、一層の御理解を賜っておきたいと存じます。

(仮称) 藍住町文化ホール・公共施設複合化事業の経過について、御報告させていただきます。去る11月27日に(仮称) 藍住町文化ホール・公共施設複合化事業特別委員会におきまして、全議員の皆様には建築工事現場の視察をしていただきました。当日も御説明申し上げましたように、平成31年3月29日の竣工に向け順調に進捗しております。また2回目の現場視察を適切な時期に行いたいと考えておりますので、御協力をお願いいたします。

次に、10月22日に開催しました藍の魅力発信事業「インディゴコレクション2017」について御報告させていただきます。このイベントは、藍染めの衣装を自ら作成し披露することで、作る楽しさ、見せる楽しさなど、藍の楽しさを体感してもらうことを目的に開催したものです。モデルとなったのは、3歳児から一般の方までの94名であり、元モデルによるウォーキングレッスンを受けるとともに、プロによるヘアメイクでランウェイを歩き、観客に藍の魅力を伝えました。

また、来場者アンケートでも、8割以上の方が満足したとの評価であり、「すてきでした」、「藍ってすばらしい」との意見をいただいています。

当日の様子は写真撮影を行っており、明日から、町民ホールでフォトギャラリーを開催し、役場に来られた方に、ごらんになっていただいておりますので、議員の皆様におかれましても、是非、ごらんいただけたらと思います。

今後も、「藍といえばやっぱり藍住」と言われるよう、こうした藍の魅力を発信する事業を継続して行ってまいりたいと考えております。

それでは、本日、提案いたしました議案につきまして、提案理由を申し上げてまいります。私は、就任直後で時間的余裕がなかったため、今議会に提案する議案は、全て石川前町長から引き継いだ事項であります。したがって、私が公約として掲げてまいりました施策につきましては、来年の3月定例会以降において適宜具体化してまいりますので、あらかじめ御理解を賜っておきたいと存じます。

それでは、提案理由の説明をいたします。

議第60号「平成29年度藍住町一般会計補正予算について」は、歳入歳出とも3億2,200万円を増額し、予算総額を103億2,500万円とするものであります。

今回の補正予算は、人件費については、主に4月の人事異動等に伴う各科目間の増減を全般にわたって調整、また、給与改定による補正を行いました。

このほかの補正の主な内容は、総務費では、（仮称）藍住町文化ホール・公共施設複合化事業の工事請負費で、緑の広場跡地地中物処理工事で4,000万円を計上。

民生費では、社会福祉総務費で国民健康保険事業特別会計の事務費繰出金で300万円、同じく、基盤安定繰出金で2,300万円、後期高齢者医療費の療養給付費で1,631万7,000円、医療介護提供体制改革推進事業の地域密着型特別養護老人ホーム開設準備補助金で1,800万9,000円、障害福祉サービス等給付費で4,400万円を計上。

衛生費では、西クリーンステーション管理費の1号炉内耐火物補修工事で1,450万円を計上。

教育費では、小学校総務費で南小学校の屋外トイレ等改修工事で設計業務に200万円、施工管理業務で100万円、工事請負費で2,000万円、給食総務費の備品購入費で東中学校食器食缶洗浄機の520万円、調理加工費の給食原材料費で1,236万4,000円を計上。

諸支出金では、財産積立金で教育施設整備事業積立金に4,999万円、地域下水道改築基金積立金に4,353万9,000円を計上。

その他、事業の実施見込みや国、県の補助金の状況などにより、歳出過不足の補正を行うこととしています。

歳入では、歳出に対する国、県の補助金の外、普通交付税で2億9,330万2,

000円の増額、板野東部消防組合前年度負担金清算に伴う返納金で1,222万円の増額、社会福祉施設整備事業積立金繰入金で2,000万円の減額、一般公共事業積立金繰入金で500万円の減額、農業債の公共事業等債で320万円の減額、小学校施設整備事業債で520万円の減額、土木債の公共事業等債で1,890万円の減額を行うこととしています。

議第61号「平成29年度藍住町特別会計（国民健康保険事業）補正予算について」は、歳入歳出とも1億2,278万円を増額し、予算総額を40億5,678万円とするものです。

主な補正内容は、歳出においては、総務費を430万8,000円、保険給付費を1億1,238万円、介護納付金を100万円、償還金を500万円、それぞれ増額するものであります。

歳入においては、国庫支出金を360万7,000円、一般会計繰入金を2,600万円、繰越金を9,316万9,000円、それぞれ増額するものであります。

議第62号「平成29年度藍住町特別会計（介護保険事業）補正予算について」は、歳入歳出とも1億150万円増額し、予算総額を25億5,150万円とするものです。

主な補正内容は、歳出においては、保険給付費を7,263万4,000円、諸支出金を3,006万円、それぞれ増額するものであります。

歳入においては、支払基金交付金を3,859万4,000円、県支出金を1,341万7,000円、繰越金を4,848万2,000円、諸収入金を600万円、それぞれ増額し、国庫支出金を499万3,000円減額するものであります。

議第63号「平成29年度藍住町特別会計（介護サービス事業）補正予算について」は、歳入歳出とも530万円を減額し、予算総額を720万円とするものです。

主な補正内容は、歳出においては、サービス事業費、歳入においてはサービス収入費を、それぞれ530万円減額するものであります。

議第64号「平成29年度藍住町特別会計（後期高齢者医療事業）補正予算について」は、歳入歳出とも2,040万円を増額し、予算総額を3億2,340万円とするものです。

主な補正内容は、歳出においては、現年度広域連合納付金を761万1,000円、過年度広域連合納付金を1,191万9,000円、諸支出金を87万円それぞれ増額するものであります。

歳入においては、繰越金を2,048万1,000円増額、諸収入を8万1,000円減額するものであります。

議第65号「藍住町の職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は、人事院規則の一部改正に伴い、育児休業の承認及び期間の延長における特別の事情について、保育所等に関する事項を加えるため改正するものです。

議第66号「藍住町水防団に関する条例の制定について」は、水害時における迅速な水防団員の招集や水害対応及び水防に従事した者に対する災害補償等を可能にするため、水防団の定員、任免、服務等に関する事項を定めるため制定するものです。

議第67号「徳島県市町村総合事務組合規約の変更について」は、非常勤の水防団員等の公務災害補償に係る事務等について、共同処理する団体として、藍住町外4市町を加えるに当たり、関係地方公共団体の協議が規程により必要であるため、議会の議決を求めるものです。

以上、補正予算で5件、条例関係で2件、その他1件の計8議案について、その提案理由と概要を申し上げましたが、何とぞ、十分御審議の上、全議案について原案どおりお認めをいただきますよう、お願いをいたしまして、提案理由の説明いたします。

○議長（奥村晴明君） これより、担当理事者から補足説明を求めます。

この間、議事の都合により、小休いたします。

なお、議案の補足説明につきましては、要点を分かりやすく説明してください。

午後1時40分小休

---

〔小休中に梯総務課長、高田健康推進課長、補足説明をする〕

---

午後2時30分再開

○議長（奥村晴明君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

お諮りいたします。議案調査のため12月12日から12月18日までの7日間、休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（奥村晴明君） 異議なしと認めます。

したがって、12月12日から12月18日までの7日間、休会とすることに決定しました。なお、次回本会議は、12月19日午前10時、本議場において再開いたしますので、御出席をお願いいたします。本日は、これをもって散会といたします。

午後2時31分散会

---

平成29年第4回藍住町議会定例会会議録（第2日）

平成29年12月19日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	喜田 修	9 番議員	西岡 恵子
2 番議員	古川 義夫	10 番議員	西川 良夫
3 番議員	小川 幸英	11 番議員	森 彪
4 番議員	林 茂	12 番議員	平石 賢治
5 番議員	安藝 広志	13 番議員	森 志郎
6 番議員	鳥海 典昭	14 番議員	佐野 慶一
7 番議員	矢部 幸一	15 番議員	永濱 茂樹
8 番議員	徳元 敏行	16 番議員	奥村 晴明

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 大塚 浩三                      局長補佐 山瀬 佳美

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
監査委員	林 健太郎
教育次長	下竹 啓三
会計管理者	奥田 浩志
総務課長	梯 達司
福祉課長	森 伸二
企画政策課長	斉藤 秀樹
税務課長	藤本 伸
健康推進課長	高田 俊男
社会教育課長	近藤 政春
住民課長	佐野 正洋
生活環境課長	石川 洋至
建設課長	近藤 孝公
経済産業課長	森 美津子

下水道課長	賀治 達也
水道課長	森 隆幸
西クリーンステーション所長	高木 律生

## 5 議事日程

### 議事日程（第2号）

#### 第1 一般質問

4番議員 林 茂

3番議員 小川 幸英

9番議員 西岡 恵子

平成 29 年藍住町議会第 4 回定例会会議録

1 2 月 1 9 日

午前 1 0 時 4 分開議

○議長（奥村晴明君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（奥村晴明君） 日程第 1、「一般質問」を行います。一般質問の通告がありましたのは 3 名であり、これより既定の順序によりまして一般質問を許可いたします。

また、あらかじめお願いをしておきます。質問時間は 1 時間となっております。質問者は通告内容に基づき、質問の趣旨を明確にして質問してください。理事者は、質問内容に的確に答弁をするようお願いいたします。

○議長（奥村晴明君） それでは、まず初めに 4 番議員、林茂君の一般質問を許可いたします。

林茂君。

〔4 番 林茂君登壇〕

● 4 番議員（林茂君） 議長の許可がありましたので一般質問を行います。

その前に一言、この度は、高橋新町長が就任されたことを、町民の皆さんは大きく期待をしています。今、町民を取り巻く状況は、平和や暮らしの問題でも大変厳しいものがあります。高橋町長が町民の目線に立ち、職員の英知を結集し、町政運営に当たっていただくことを心より願っています。

それでは質問に入ります。1 点目は、生活環境改善についてです。藍住町におけるごみ処理に関わる問題について、質問をします。なお、答弁については、資料を作成してもらいましたので、ごらんくださることをお願いします。

1、一般廃棄物の処理は国の法律に基づいて行われており、国から藍住町に支出される地方交付税の中には、ごみ対策費が含まれていると思いますが、ごみ対策費の収入は幾らあるのか伺います。

2、ごみ袋の有料化が 2007 年 9 月より実施され、ごみ袋の大きが 1 枚 35 円、10 枚入りで 350 円。県下一高く破れやすいごみ袋と言われてきました。町民か

ら、「高いごみ袋は下げてほしい。」の声で、ようやく2011年4月から25円に値下げされました。ごみ袋もこの間、町民の意見も取り入れ、改善されてきたわけです。藍住町指定ごみ袋の直近5年間の収益をまず伺います。

3、指定ごみ袋導入の最大の目的は、分別収集の徹底によるごみの減量にありましたが、ごみの減量は進んだのかどうか。この5年間のごみの排出量の推移、町民1人当たりと県民1人当たりのごみ出し量の状況を伺います。

4、町民の方は、ごみ出しで分別をしており、資源ごみの回収でどれだけの収益があったのか、品目別で伺います。

5、廃プラスチック製品が現在増加しています。その処理費用は幾らか。1トン当たりの価格もあわせて伺います。

6、町のごみ袋の有料化は、町民の負担が増えており、低所得者向けの負担軽減策とその状況について伺います。

7、高齢者や認知症を患っている人が増えております。ごみの分別やごみ出しで困っているわけです。娘さんがごみ出しの時にごみの仕分けに行くそうです。これから高齢化が進み、お年寄りの1人家庭も増えていきますので、行政として支援策も必要だと考えますが、この点について見解をお伺いします。

8、ごみ屋敷といわれる対策について、町内でも最近この声を聞き、役場にも動いてもらっていますが、行政として対応策を検討すべきでないかと思えます。この点について見解をお伺いします。

それでは次の質問です。学校教育についてです。1、今、教員の働き方が社会問題になっています。教員の働き方の是正は待ったなしです。2016年度の文部科学省の調査によりますと、教員の1日当たりの平均勤務時間は、小学校で11時間16分、中学校で11時間32分でした。所定労働時間を3時間30分以上オーバーしているわけです。

文部科学省の「教員勤務実態調査」2016年度における藍住町の小学校、中学校の調査結果について、どうだったのか伺います。

2、公立中学の運動部活動の顧問教員で、学校の業務と部活の両立に限界を感じている人は5割近い。そんな状況が11月17日、スポーツ庁の実態調査で分かりました。自らの指導力不足や心身の疲労を訴える教員も5割前後いた。一方で、「部活の時間・日数が長い」と答えた運動部の生徒と保護者は1から2割にとどまり、教員との意識の差が浮かび上がった、このような調査結果が報道されているわけで

す。この点につきまして、町の教育委員会として、中学校の教員に対して、アンケートなどで、このような調査を行ったのかどうか。そして、教員の声を聞いているのか。その調査結果をお伺いします。

3、学校のトイレは、和式から洋式へ切り替えていくと、前回の答弁でありました。学校トイレの洋式化の進み具合を伺います。3年間の予算と和式からの洋式に変更した箇所数、そして進捗状況はどうか、今後の年次計画についても伺います。

次の質問です。汚水処理事業についてです。私は町議になってから、汚水処理事業は、公共下水道でなく単価が安く、工期も短く、地震など災害にも強い合併浄化槽にすることを主張してまいりました。9月議会で、小川議員が公共下水道事業の質問をしましたが、「合併浄化槽事業に移らざるを得ないと思われる」このような答弁でした。

1、国、県とともに下水道事業から合併浄化槽を推進することになった最大の理由は何か。費用対効果について、今まで何度も質問を行ってまいりました。だが、いつも下水道が有利と町の答弁でありました。今回、費用対効果で合併浄化槽が有利と判断したのかどうか、この点についてもお伺いします。

2、現在、公共下水道の2期工事を推進しているが、今後どのように進めるのか伺います。

3、県は、汚水処理普及率を2025年度末時点で79%に引き上げる、このような目標を掲げております。市町村設置型浄化槽の導入促進を市町村に働き掛けているわけです。3月30日付け徳島新聞の報道によりますと、市町村設置型浄化槽について、合併槽の整備を促進するため、従来の個人が設置する方式ではなく、自治体が設置、管理する市町村設備型の整備や検討が進んでいる。

県内では初めて、旧山城町(現在、三好市)が2005年度に導入し、2015年度からは市全域に拡大した。2月末時点で1万3,056世帯を整備し、同市の合併浄化槽の人口普及率は県内2位の47.2%(2015年度末)このような状況に達していると。更に那賀町や阿波市、東みよし町が導入を検討中だと報じられているわけです。

この点につきまして、町として、市町村設置型浄化槽の導入についてどのように考えているのか。そして、普及率の目標も伺います。

4、公共下水道の認可区域内で、合併浄化槽設置を希望する住民に対して町とし

ての対応はどのように考えているのか伺います。

5、住宅を新築する場合は、合併浄化槽設置が義務付けられているので問題はありません。だが、単独浄化槽から合併浄化槽に切り替えてもらうということが、今、特に求められています。この点につきまして、町としての対応はどのように考えているのか伺います。

なお、合併浄化槽に対する国、県費補助の内容につきまして、資料提出をしてもらいましたので、あわせてごらんください。答弁によりまして、再質問をいたします。

○議長（奥村晴明君） 石川生活環境課長。

〔生活環境課長 石川洋至君登壇〕

◎生活環境課長（石川洋至君） 林議員さんの御質問の中で、生活環境改善につきまして御答弁させていただきます。

まず、地方交付税に含まれておりますごみ対策費につきましては、今年度の交付税を算定するときの基準財政需要額として、1億2,063万6,984円が経費として算入されております。

次に、指定ごみ袋の5年間の収益につきましては、林議員さんから資料請求がありましたので、そちらをごらんください。まず、資料の1番をごらんください。平成26年度から原材料費が上がっておりますが、これにつきましては、原油の上昇等により単価が上がったため原材料費が上がっております。平成28年度の収益につきましては、1,185万6,000円となっております。

次に、資料の2番をごらんください。まず、資源ごみの回収と収益につきましては、現在10種類の資源ごみについて5年間を比較しておりますが、最近では引取単価が下がっているため金額が下がっている種別もあります。平成28年度では、654万9,384円の収益となっております。

また、5年間のごみの排出量の推移と町民及び県民の1人当たりの状況につきましては、資料の3番をごらんください。ごみの排出量の推移ということで、過去5年間を比較しております。一般廃棄物の排出量につきましては、最近では、おおむね横ばい状態となっております。これは、人口が平成24年度と比較しますと、1,000人余り増えている中、町民の皆様の御協力により、分別収集の徹底化に努めていただいているおかげであると考えています。また、町民1人1日当たりの排出量も5年間で少しずつ減少傾向にあり、5年前と比較すると約5.3%減少してい

るとともに、県民1人当たりの排出量も下回っております。環境保全のため、引き続きリサイクルやごみの減量化について御協力いただけるよう、広報等で更に啓発に努めていきたいと考えております。

次に、ごみ袋の有料化に伴う低所得者への負担軽減策につきましては、経済的な負担の軽減を図るため、年2回、世帯の人数に応じまして、無償でごみ袋を配布しております。配布世帯数につきましては、資料の4番をごらんください。年間に2回お渡ししていますので、その合計世帯ではありますが、およそ750世帯に配布させていただいていますので、引き続きこの事業を実施していきたいと考えております。

また、廃プラスチック製品の処理トン数と処理単価及び支払額につきましては、資料の5番をごらんください。処理量につきましては、平成25年度を最高に少しずつ減少傾向にあります。平成28年度の処理単価は、3万7,600円で、支払額は4,022万599円となっております。

次に、高齢者や認知症を患っている方へのごみ出しにつきましては、現在、ごみ出しで困っている高齢者の方に対しては、民生委員さんに状態を確認していただいた後、申請書を提出していただければ、困っている方の状態に応じまして、自宅までごみを回収に行くなどの支援をさせていただいております。

また、認知症の方には、介護者の方と協議しながら、同じく支援していきたいと考えております。

次に、ごみ屋敷が発生する原因としましては、様々なものがござります。例えば、日常生活において不用品と使用可能なものとの区別がつかず、家の中でためてしまうケースや、自分が使っているものに対して執着心が強く、処分できずにためてしまうケースなど、居住者の生活環境、心身の状況、社会性など様々な要因が絡み合っており、ごみ屋敷になってしまうものと考えられます。町としましては、原因を調査した上で、居住者との協議、近隣に住んでいる方との調整など、事案に即した取組をして解決を図っていく必要があると考えていますが、ごみの処分は、本人の承諾がないと難しいという面があるとともに、単にごみを処分することだけでは収まらず、人への支援という観点も必要ですので、案件ごとに粘り強く関係機関と連携して対応していくことが重要であると考えております。以上、御答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（奥村晴明君） 下竹教育次長。

〔教育次長 下竹啓三君登壇〕

◎教育次長（下竹啓三君） それでは、林議員さんの学校教育についての御質問に御答弁申し上げます。

御質問の教員勤務実態調査は、文部科学省が調査会社に直接委託して行ったもので、全国で小学校400校、中学校400校を抽出して実施しております。県教委を通じて文部科学省に問い合わせたところ、詳細については教えられないとのことでしたが、町内各学校に確認すると、対象となった学校はありませんでした。

本町の学校の現状について申し上げますと、どの学校でも個人差はあるものの、朝早い教員は7時前から出勤し、夜遅い教員は20時過ぎまで勤務している状況にあります。それぞれの学校で長時間勤務の解消に向けた取組を実施しており、1人だけに負担が偏らないよう、業務の見直しを行い、行事や学習内容について複数の教諭で取り組んだり、校務分掌を複数で担当するようになっています。また、管理職による早期退庁の呼び掛けなど、全教職員で退庁時間を早めるよう努めています。

次に、中学校の部活動についてですが、スポーツ庁が設置している「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン作成検討会議」において報告された実態調査については、全国で422校の公立中学校を抽出して実施されたもので、1都道府県当たり9校が対象となっており、本町の中学校は対象となっておりませんでした。本町教育委員会としては、独自に部活動に関する教員へのアンケート調査は行っておりません。ただ、本町の中学校でもほとんどの教員が部活動の顧問をしており、前の質問にも関連しますが、部活動の終了した19時前後から、教科の準備や整理などの業務を行っているため、帰宅がかなり遅くなっているのが現状です。

スポーツ庁の実態調査でも、部活動顧問教諭の部活動に関する悩みで一番多かったのが「校務が忙しくて思うように指導ができない」が55%で、次いで、「自身の心身の疲労・休息不足」が52%となっており、更に、「校務と部活動の両立に限界を感じる」と続いています。

専門性のない教員にとっては、顧問となった部活動の指導には精神的に大きな負担を感じており、こうした負担軽減のため、複数の顧問を配置して役割を分担したり、外部コーチを招いて技術指導をお願いしたりしております。

また、藍住東中学校では、月曜日を部活動完全休養日とし、金曜日は短縮部活動とする取組を行っており、教員の負担軽減に取り組んでおり、藍住中学校でも本年度から、毎週月曜日を部活動休止日とすることにより、退庁時間を早めるようにし

ております。

次に、学校トイレの洋式化についてですが、資料にありますとおり、平成27年度に123万8,760円で2基の洋式化を行い、28年度には、121万7,160円で2基洋式化を行っております。本年度には、予算額364万1,200円で8基の洋式化を行うこととしており、本年度末には資料にありますとおり、全トイレ383基のうち121基について洋式化が完了し、洋式化率は32%となります。今年の3月議会で提出いたしました資料からは、南小学校で5基、西小学校で1基、東中学校で2基の洋式化が進むこととなります。

今後の年次計画についてですが、交付金などの財源や予算編成との関連もあり、現時点では具体的な計画は作成できてはおりません。ただ、資料にもありますとおり、洋式化率の低い西小学校、東小学校、東中学校については、できるだけ早く洋式化を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。以上、御答弁いたします。

○議長（奥村晴明君） 賀治下水道課長。

〔下水道課長 賀治達也君登壇〕

◎下水道課長（賀治達也君） 引き続きまして、林議員の御質問のうち、汚水処理事業関係について、御答弁させていただきます。

まず、国、県ともに下水道事業から合併浄化槽を推進することになった最大の理由は何か、また、費用対効果で合併処理浄化槽が有利と判断したのかについてお答えさせていただきます。我が国では、いまだに約1,300万人の人が、下水道や合併処理浄化槽などの汚水処理施設を使用できない状況にあり、早急な整備が必要であるとともに、既に整備されている区域の老朽化対策にも今後費用が掛かることから、今後、原則10年後の平成37年度末までに汚水処理人口普及率を達成するように、ということで国からの方針が打ち出されております。また、「とくしま生活排水処理構想2017」にもその方針は踏襲され、10年で整備できない下水道区域は、暫定的に合併処理浄化槽を整備することとし、その浄化槽推進の中には、公的関与により事業を推進できる市町村設置型浄化槽整備事業を実施することなどの整備手法を含め、汚水処理人口普及率の向上を図ることを目標としております。

このように国、県ともに整備手法につきましては、下水道や合併処理浄化槽にこだわらず、早急に整備できる手法により整備効果を上げていくということを意図するものでありますので、国、県が特に合併処理浄化槽だけを推進することになった

というものではないということをお理解いただけたらと思います。

続きまして、現在公共下水道の2期工事を推進しているが、今後どのように進めるのかについて御説明させていただきます。

平成28年度末現在で、2期計画97ヘクタールのうち30.5ヘクタール、約31.4%の整備が完了しております。今後も認可計画に基づき、引き続き事業を進めてまいります。先ほども申しましたとおり、10年をめぐりとした下水道事業の見直しが国、県の指導となっていることから、今後の指導や補助金の変更等の動向に注意して、一部区域の見直し等も視野に入れた上で、慎重に進めてまいりたいと思います。

続きまして、県は汚水処理人口普及率を2015年、平成37年度末時点で、79%に引き上げる目標を掲げており、市町村設置型浄化槽を市町村に働き掛けている。町は市町村設置型浄化槽の導入についてどのように考えているのか。それと、普及率の目標はどのくらいかについてお答えさせていただきます。

本町におきましては、個人による合併処理浄化槽の新設や転換があり、汚水処理人口普及率を引き上げている状態にあることから、現在のところ、市町村設置型浄化槽につきましては検討しておりません。しかしながら、今後の社会情勢の変化により、整備方針を見直すようなことがあれば、その中で整備手法のうちの一つとして比較検討する必要があると考えております。なお、本町の平成37年度末の汚水処理人口普及率は、72%を目標としております。

続きまして、公共下水道の認可区域内で、合併処理浄化槽設置を希望する住民に対して、町としての対応は、との質問でございますが、現在のところ、そのような要望を頂いたことはございません。

認可区域内には、下水道工事が完了し、既に下水道の接続ができる供用開始地区と、工事が未完成のため接続することができない未供用地区の2つの地区がございます。この供用開始地区に新築される場合は、家庭雑排水をそのまま下水道に接続していただき、接続することができない未供用地区におきましては、合併処理浄化槽の設置をお願いしております。

最後に、住宅を新築する場合は、合併処理浄化槽設置が義務付けられているので問題はないが、単独浄化槽から合併処理浄化槽に切り替えてもらうために町としての対応はどのように考えているのか、補助金増額などの検討が必要でないかについて御説明させていただきます。

現在の合併処理浄化槽の新設と転換の補助につきましては、お手元の資料をごらんください。補助区分、人槽別、補助金額、国庫補助金と県補助金の補助率等がそれぞれ記載されておりますので、御説明させていただきます。

まずは、新設補助でございます。これは5人槽、7人槽、10人槽の3種類ありますが、町からの補助金はいずれも10万円となっており、このうち3分の1が国庫補助、そして残りが町負担となっております。

続きまして、転換補助でございます。5人槽は補助金が33万2,000円、7人槽は41万4,000円、10人槽は54万8,000円、補助金内訳といたしまして、国が3分の1、県が3分の1の5分の4ということで、15分の4、そして残りが町となっております。

最後は、撤去補助でございます。これは人槽の大小は関係なく、単独浄化槽、くみ取り槽ともに補助金が9万円、補助金の内訳といたしまして、単独浄化槽は、国が3分の1、県が6分の1、残りが町となり、くみ取り槽につきましては、県が6分の1、残りが町となっております。以上が、現在の合併処理浄化槽推進に係る補助金でございますが、汚水処理人口普及率を向上させる手段として、合併処理浄化槽への転換補助は、非常に効果的であるとされており、本町でも昨年度から転換補助及び撤去補助につきまして増額させていただいたところであります。下水道認可区域外の全戸に補助金のパンフレットを配布するとともに、イベントでのパンフレット配布や広報誌掲載により、これら補助金の周知に努めておりますので、御理解いただけたらと思います。以上、林議員の汚水処理事業関係についての答弁とさせていただきます。御理解のほど、よろしく申し上げます。

○議長（奥村晴明君） 林茂君。

〔4番 林茂君登壇〕

●4番議員（林茂君） 答弁を頂きましたので、再問をいたします。

まず、ごみの問題でございます。たくさん資料を提出していただきました。藍住町のごみ行政の現状と課題が明らかになったことと思います。大きな問題は、ごみ行政というのは、町民の皆さんの協力なしには成り立たないということです。答弁を伺いますと、分別でごみ出し量の減量化が進んできたと、資源ごみの販売で収益も上げてきたと、これらのことをまず、町民の皆さんの協力に対して、町広報で知らせていく、このことが大切でないかと思えます。

1、ごみ袋の販売収益についてですが、販売額に対して、原材料の割合が高騰し

たということで、先ほど答弁がありました。少し具体的に見てみますと、平成24年度が38%、平成25年度が32%でありました。これが、平成26年度から原材料費の割合が、62パーセントと大幅に増加をしています。平成27年度、平成28年度も60%台に推移をしていると、原材料が値上がりしたという答弁でありましたが、この割合が非常に高いということなので、もう一度お伺いします。

2、廃プラスチックの処理費用の問題です。今日の資料には掲載されていませんが、平成20年度は、1トン当たり3万590円でありました。この当時は、旭鉦石株式会社に委託をしていました。配布資料では、平成20年度が3万4,600円であったのが、平成27年度から3万7,600円になりました。値上がりの原因と考えられますし、先ほどの答弁でもありました。この点について、委託業者について入札を行っているのかどうか、どのような方法で委託をしているのか、この点をお伺いします。

3、資源ごみのリサイクルの問題です。衣類など燃えるごみは、今まで燃えるごみとして処分をしていました。この点について、リサイクルの活用ということで、西クリーンステーションに持っていき、業者に引き取ってもらう。このようなことで収益が上がる、ということをご提案しました。その結果、先ほどの報告でも、このようなリサイクルで収益が上がっているという、この点で、新たに粗大ごみで出されている家具などで、新しく十分使える物がたくさんあるということをお伺いしています。町民の皆さんに、この新しい家具であれば十分使えるので譲る、このような方法をひとつ、検討してはどうかと思います。

他の自治体では、これらのリサイクル方法を検討しながら、町民の皆さんに活用を委ねていると、非常に喜ばれているということをお伺いしています。是非、この点を検討してください。

それではその次、学校教育の問題です。1点目と2点目の答弁を頂きました。藍住町では、調査対象になった学校はなかったということでありました。そこで、1、なぜ、このようなことが問題になったかということ、労働時間が他の業種と比べて非常に長いということです。先ほど答弁がありましたように、やはり、同じ労働者でありながら教師に対する、このような残業というか、時間外の労働が多すぎると、これはやはり、規制していくというのが、今、非常に大切でないかということが、言われています。このことから、いろいろ聞いたのですが、教師の皆さんは、昼食は生徒と一緒に食べるそうです。生徒の休憩時間、先生は何をしているかと言うと、

自分の持っている仕事をしていると、ですから、ほとんど休憩がないと、日曜日も土曜日も出勤をせざるを得ない、また、仕事の持ち帰りもたくさんあると、こういう現状です。

それで、2014年度に鬱病などの精神疾患で休職をした全国の公立学校の教員が、5,045人に上ることが文部科学省の調査で分かったと。これは、20年ほど前から鬱病で休職をしている教師が増えているそうです。学校の関係者は、教員を増やす以外にこれは解決しないと、このように訴えているわけです。

藍住町の小学校、中学校における鬱病などの精神疾患で休職している教員数は何人いるのか、お伺いします。

そして、鬱病で休職した教師に対する復職を支援する制度があるのかどうか、この点についてお伺いをします。

2、先ほど言いました教員は労働者です。教員の労働時間の管理について、どのように管理をしているのか、タイムカードは設置されているのかどうか、この点について伺います。

3、トイレの洋式化の促進につきまして答弁を頂きました。全体の洋式化率が32%です。そのうち遅れている学校名も出されました。特に、藍住東中学校が、トイレ数64基のうち洋式が9基、洋式化率が14%と極端に低いわけです。このことについて、やはり特別の対応が必要だと思えます。財政的な問題があるとは思いますが、このような学校の現場での遅れというのは、もっと、もっと、改善しなければなりません。特に、学校施設というのは、町民の皆さんの避難場所として活用されるということで、この点から、大切な大きな役割を担っているわけですから、ここはやっぱり重点的に改善をしていただくと、このようなことにつきまして、見解をお伺いします。

その次、汚水処理事業につきまして答弁を頂きました。答弁の中で、私は幾つか考えたわけです。答弁では、国、県は合併浄化槽だけを推進してくと、こういう考え方ではないと、恐らく、車の両輪で公共下水道も合併浄化槽も併せてやっていくのだと、こういうことだと思えます。

1、公共下水道事業を進める問題点について、まず、藍住町は液状化現象地帯にあります。南海トラフの巨大地震対策においても、公共下水道には向いていないと、こういうことでもあります。公共下水道は、地震など災害に弱いということが、この間、地震で明らかになりました。3点あります。

1つ目は、阪神淡路大震災です。公共下水道の復旧までに4年2か月の期間と、575億円の事業費の投入をいたしました。

2つ目です。東日本大震災では、環境被害では液状化による被害が全体の9割を占めました。そして、被害が3,195億円。このような莫大な被害が出ています。これは国土交通省の資料による被害額です。

3つ目です。熊本地震では、公共下水道の被害は331億円でした。公共下水道の復旧で、全国の下水道の技術者による支援が延べ3,000人、熊本支援に入りました。このことから考えても、公共下水道というのは、やはり、液状化対策、とりわけ、地震など災害に弱いということが明らかになり、一方、合併浄化槽は地震に強いということが明らかになった、事実をやはり、つかんでいただきたいと思えます。そして、問題なのは3か所の地震で莫大な税金を使いました。だが、住民負担はありませんでした。下水道事業というのは、全て国や県、市町村が丸抱えの事業だからです。

一方、合併浄化槽です。これには国、県、市町村から補助金は出ます。先ほどの答弁、個人の設置型です。ですから、地震などの災害に対して、合併浄化槽には何ら国や自治体からの保障はありません。このように考えてみますと、非常に、税金の使い方が不公平だということです。

2、費用対効果への問題です。公共下水道事業と合併浄化槽との費用対効果についてです。税金の投資額は少なく、効果が大きいこと、財政の効率性と効果を高めること、これが大きな行政としての役割がございます。このことで、住民の大切な税金を有効に使っていく、このことが必要でないかと思えます。そこで、少し、平成14年から平成25年度に完成をしました第1期公共下水道と、合併浄化槽の比較を申し上げます。公共下水道事業に投入した金額は23億5,700万円、合併浄化槽は僅か5億3,700万円でした。公共下水道事業には、合併浄化槽の4.4倍もの税金を投入したわけです。1基当たりの金額を見てみますと、合併浄化槽が30万円で、下水道は580万円、合併浄化槽の約19倍も高く付いています。これは資料請求した中での質問であります。

3、合併浄化槽設置に対して、国と県、町からの補助金の内訳が資料配布され説明がありました。単独浄化槽から合併浄化槽に転換をしてもらう。この決定的なのは答弁でありましたように、補助金の増額であります。この金額を少し見てみますと、転換補助の5人槽で、町からの補助金額は33万2,000円、これは全て町

から出してはいません。国と県からの補助金、ですから、町の支出は大体約4割です。これは7人槽も10人槽も同じ割合です。藍住町は合併浄化槽への転換については、高いというふうに私は認識をしていました。だが、調べてみますと、そんなに高くありません。佐那河内村、勝浦町、阿波市、那賀町、牟岐町などはもっと転換補助を出しているわけです。公共下水道事業に使っている予算を考えるならば、合併浄化槽設置の転換補助にもっと大幅に増やすことが可能だと、少なくとも5人槽で、負担を最低20万円以上引き上げる、このことが必要でないかと、このことで、汚水処理の普及率をもっと、もっと引き上げる、この可能性が出てくるわけです。それで、最大は合併浄化槽の設置というのは、地元の建設業者、職人の皆さんの仕事を増やします。そのことで、町の税収も増えて、地域経済もより発展をしていく、このような経済効果が生まれる、このようなことについて、どのように考えておられるのか、答弁をお願いいたします。

○議長（奥村晴明君） 石川生活環境課長。

〔生活環境課長 石川洋至君登壇〕

◎生活環境課長（石川洋至君） それでは、林議員さんの再問の中で、ごみ問題につきまして、御答弁させていただきたいと思っております。

まず、町民の皆様の御協力によるところが非常に大きい、ごみの分別状況等につきましては、今後、広報等で周知していきたいと考えております。

また、ごみ袋の原材料費又は廃プラスチックの処理費につきましても、先ほど御答弁させていただいたように、原油等の値上がりによるところが大きいと思われ、また、廃プラの単価等につきましても入札により決定しております。

また、粗大ごみにつきましても、一律に処分するのではなく、議員御指摘のとおり利用できるものは今後利用していける方法があるかどうか、検討しながら進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（奥村晴明君） 下竹教育次長。

〔教育次長 下竹啓三君登壇〕

◎教育次長（下竹啓三君） それでは、林議員さんの学校教育についての再問に御答弁申し上げます。

まず、町内の学校で鬱などの精神的な疾患で休職している教員数はということでございますが、今、具体的な数は把握しておりませんが、少なからずいるとは考え

られております。休職されている先生につきましても、何名かは、おります。

その復帰に向けた支援についてですけれども、それぞれ、その状況については、学校長や教頭などの管理職が連絡を取り合って、状況を確認し、また、病気の休職期間が長くなるような場合があれば、また申請を出していただくというような形になっておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

また、各学校において、タイムカードによる時間管理については、現在のところ行ってはおりません。タイムカードは設置をしておりません。

また、洋式化につきまして、東中学校が非常に低いということで、御指摘を頂いておりますが、今年度、平成29年度に東中学校の体育館の男女のトイレの洋式化、避難所にもなりますので、体育館の洋式化を進めていくこととしておりますので、御理解をお願いいたします。以上、御答弁いたします。

○議長（奥村晴明君） 賀治下水道課長。

〔下水道課長 賀治達也君登壇〕

◎下水道課長（賀治達也君） 林議員さんの汚水処理事業に関する再問につきまして、答弁をさせていただきます。

まず、災害についてということで、公共下水道は液状化とか震災に向いてない、弱いのではないかと。そして、合併浄化槽については、個人負担というのに対しまして、下水道については、国、県、実際の負担というのは不公平でないか。それから、費用対効果についてもいろいろ有効な方法を考えてほしいということ。そして、最後、国、県の補助金の関係もありますので、今の浄化槽の転換とか、その分に関しましても、補助金をもっと上げたかどうかということだったと思っております。

まず、災害につきましては、現在、本町では、50年に1度か2度発生する地震に対応するレベルについて及び50年以内に発生する確率は低いが大きな強度を持つ地震動で発生する大規模なプレート地震、そして、阪神淡路クラスの直下型地震へ対応するレベルに対する施工を行っております。そして、耐震基準につきましては、東日本大震災に対応する各種震災に頼る設計に改めることが、今後また予想されておりますので、これらの震災を教訓として、震災対策を考慮いたしまして、現在できる最善の対策を講じていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

そして、費用対効果でございますが、公共下水道は藍住町公共下水道全体計画や汚水処理構想に基づきまして、事業を進めているところでございます。本計画につ

きましても、費用対効果の観点から、公共下水道である集合処理と合併浄化槽であります個別処理の経済比較を行って、現在進めております。公共下水道による整備経済性においても有利と、現在はそういう判断の下、進めておりますので、そのことを御理解いただきたいと思えます。なお、補助につきましては、先ほども申しました、平成28年度から転換補助金を増やしております。この転換補助金につきましては、平成28年度から県の補助率が下がったこともありますので、その分も合わせた形で、町のほうの負担が増えております。これらの補助金につきましては、現在、新たな補助金といたしまして、昨年度は自治会の回覧をお願いしておったのですけれども、今年度につきましては、この区域につきましては、全戸配布という形での広報の周知の徹底を行っております関係から、去年、今年はその以前と比べまして、補助金の申込みの数が増えていることも御報告させていただきまして、御理解いただきたいと思えます。以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（奥村晴明君） 林茂君。

●4番議員（林茂君） 答弁を頂きましたので、再々問をいたします。

まず、学校教育の問題なのですが、抜本的に変えていくのは教師の人数を増やす以外に改善策は考えられないと思えます。更に、英語の授業化などで、教師の負担がますます増えると、専門性が問われるわけですから。これらの点も、もっと、国も県も町村も挙げて改善策を考えていくということです。

そして、残念なことにタイムカードが設置されていないと、これは、今の働く現場でおおよそ考えられないような、最近では少人数の職場でもタイムカードで管理をすると、これは一般的なことです。ですから、この点はきっちり、タイムカードぐらいは最低置くと、この点につきましては、タイムカード、出勤簿を付けるように文部科学省から今回、通知が出ているはずですが、是非、これをごらんください。

それから、鬱病などの管理についても、やはりきちんと、教育委員会が教師全体の健康状態を掌握していくということが、必要でないかと思えます。この点で、是非、これから検討して前向きにやっていただきたいと思えます。

それから、汚水処理構想のこれも事業について答弁を頂きました。答弁は一貫して、公共下水道の優越性を発言しているように私は聞こえます。だが、実際に今までに起こった災害がどんな災害で、どれだけの損害を被ったのか、そして、それに対する普及の状況などを行政機関として、きちんと、その災害の教訓と、これから

どんなふうに汚水処理事業を進めていくかということ、科学的な見地から、是非、立ち止まって、総括をしていただきたい。公共下水道事業に使う、合併浄化槽に使う、この公的な資金は国民の税金なので、税金の使い方を抜本的に改めなければ、高校のいろいろ言われています、医療費の無料化とか、給食費の半減とか、こういうところに使っていくというふうなことが、今、非常に大切でないかと思います。この点で、是非、高橋町長にも今日の私の質問と議論につきまして、更に検討していただいて、より良い汚水処理事業が進展するようお願いしまして、これで発言を終わります。

---

○議長（奥村晴明君） 次に、3番議員、小川幸英君の一般質問を許可いたします。

小川幸英君。

〔3番 小川幸英君登壇〕

●3番議員（小川幸英君） 議長の許可がありましたので一般質問を行います。理事者におかれましては、明確な答弁をお願いいたします。

1 1月に行なわれた町長選挙において、新人で初めて無投票当選されました高橋町長、おめでとうございます。高橋町長は、「町民と共に歩むまちづくり」、「人にやさしいまちづくり」、「子育て支援の充実」、「災害に強いまちづくり」、「環境にやさしいまちづくり」、「産業の振興」、「教育環境の充実」、「文化の薫るまちづくり」の8つの公約を掲げられ立候補を決意されてから、町内全地域を一軒一軒歩き、後援会活動をされたと聞きました。その経験を生かし、今後も町民の皆様の生の声を聞いて町政に取り組んでいただきたいと思います。

最初に、交通安全対策について伺います。登下校の時に、横断歩道に車が突っ込み死傷者が出る大きな事故が、全国各地で起きておりますが、町内の横断歩道対策について伺います。町内に横断歩道は何箇所あるか。また、停止線、横断歩道などが消えかかって見づらくなっている箇所が、たくさんあります。以前の答弁では、担当者が現地を確認の上、板野署を通じて公安委員会へ改善を要望しているとのことでしたが、半年たっても改善されていない所があります。事故が起きてでは手遅れになると思うがどうでしょうか。

特に、学校周辺の横断歩道は学校やPTAの要望だけでなく、担当課が見回って事故のない対策に当たるべきと思いますが、どうか。

次に、江ノ口新居須線歩道改修について、6月議会にも質問しましたが、この歩

道は北幼稚園、北小学校や東中学校の児童生徒の通学路になっております。平成28年3月に関係機関の連携を強化して、通学路の安全確保の取組を推進するため、藍住町通学路交通安全プログラムが策定されたが、江ノ口新居須線の歩道に対して、具体的にどのようにするか対策はできたのか伺います。

次に、ゆめタウン周辺の交通渋滞について伺います。土曜、日曜、祭日ともなると、ゆめタウン渋滞と言われるぐらいゆめタウン周辺に渋滞が起きております。応神町吉成から清水精工に向かう県道においては、千鳥橋からゆめタウンに向かう車、また、反対にゆめタウンから応神に向かう車は、千鳥橋の信号で右折車があれば、1台しか進めないという状況になっております。付近の住民の方は、渋滞でどちらにも外出できない、通行できないというような状況です。

また、北環状線、洋服の青山辺りからゆめタウンに向かう車も渋滞になっていきます。特に、ゆめタウンに入る高架を超えて次の信号も、右折車両と西側から来る車でいっぱいになり、大混雑し事故が度々起きています。コーナンの所の信号のように、赤に変わって右折できるような矢印が付く対策はできないか。町として交通渋滞対策はどのようにしているのか伺います。

次に、子育て支援について伺います。定住促進のために町内に移住しようとする若年層の住宅取得を支援するための助成や、町民である新婚世帯、子育て世帯に対しての住宅取得の補助制度について伺います。

12月15日の徳島新聞によると、佐那河内村と住宅支援金融機構は協定を結び子育て世帯やIターン者、Uターン者、Jターン者が村の補助金を受けて住宅を新築購入する際に、住宅ローンの金利を優遇する。機構によると、村の定住支援住宅新築等補助金を活用して住宅を新築したり中古住宅を購入したりする場合、機構の最長35年長期固定金利住宅ローンの金利を当初5年間0.25%引き下げる。村は2016年度から村内に5年以上住み続ける意志がある45歳以下の人を対象に、マイホームの新築や中古住宅の購入費用などを最大300万円補助しております。この補助金を受けた人が優遇金利の対象となる。機構が12月1日までに協定を結んだ自治体は全国で214団体、四国内では23団体とのことでした。また丹波市ではIターン、Uターンされる方の住宅、新築、新規購入改修費用の一部を助成、住宅を新築又は新規購入し中学生以下の子供が同居する場合は、補助金を上乗せし最大100万円を助成するとのことですが、本町でも新婚世帯、子育て世帯に対して住宅取得の助成をすべきと思うがどうでしょうか。

次に、学校と児童館の連携について伺います。現在、児童館で行なっている放課後児童健全事業の放課後児童クラブに入会児童数の資料を頂きました。勝瑞児童クラブ104人、住吉児童クラブ104人、奥野児童クラブ121人、富吉児童クラブ114人、西部児童クラブ19人で合計462人とのことでしたが、放課後児童クラブと学校との連携はどのようにしているのか。

次に、住吉児童館駐車場について伺います。11月15日に町民の方から住吉児童館駐車場増設のお願いとのごことで、現状として、現在、送迎駐車場は1台しかない児童館南の道路に違法駐車しているのが現状で、今後、高学年児童の預かりをするに当たり、ますます違法駐車が増える。近隣住民とのトラブルもあるとのごことで、陳情書が届いておりますが、どのように対応したのか伺っておきます。

また、各児童館には5台以上止められる駐車場があります。住吉児童館も早急に駐車場を増設すべきと思いますが、どうか伺っておきます。

次に、空き家対策について伺います。空き家の調査結果状況の資料を頂きました。A、問題なし又は余り影響を及ぼしていない379戸。B、多少の建物損傷又は周辺に影響を及ぼしている43戸。C、周辺に影響を及ぼしている6戸。D、建物損傷の危険性又は周辺に影響を及ぼしている5戸。合計433戸とのごことですが、今後この空き家に対して、空き家バンク創設や倒壊空き家撤去促進など、空き家対策基本方針を早急に作るべきと思うがどうか。

また、Dの倒壊の危険性がある建物撤去促進について、鳴門市では、倒壊の危険がある家を撤去した後の固定資産税が軽減されます。対象となるのが、2015年度の市の空き家等実態調査で明らかになった1402戸のうち、倒壊の危険性が高いと判断された48戸の中の44戸は所有者が市に申請し、市が改めて柱や基礎などの老朽化具合などをチェックした上で、判断することとあります。

また、徳島市、吉野川市、美馬市、小松島市、鳴門市、東みよし町、海陽町、美波町、勝浦町が空き家解体補助を出しております。また、この空き家に対して、耐震やリフォーム助成をすべきと思うが、今後具体的にどのように取り組むか伺っておきます。

最後に、商工業農業振興について伺います。大手企業の出店により町内商工業者は大打撃を受けて、過去10年間で100件を超えて廃業しております。今のままでは町内小売店は減る一方と思われます。商工会では納涼祭、藍ラブフェスティバル、まちゼミ、藍住マルシェなどを実施して、1人でも多くの方に町内商店を知っ

ていただく努力をしていると聞きますが、町として商工会や商工業者に対して、独自の支援策は考えているか伺います。その中で、11月に勝瑞城館跡で行われた藍住マルシェには、何件出店し、何人の人が来たか。

次に、地域振興プレミアム商品券藍プラスカードについて伺います。北島町では、今年からやめていたのをまた復活と聞きますが、本町も商工業の景気対策として復活してはどうか伺っておきます。

次に、徳島県中小企業向け融資制度セーフティネット資金について伺います。これは、最高7,000万円まで利息1.9%、保証料0.3%、合計2.2%を銀行審査貸出しでできることになっておりますが、この信用保証料0.3%について、勝浦町、上勝町、石井町、松茂町、北島町、上板町、阿波市、東みよし町では、この利子補給を行っておりますが、本町ではできないか伺います。

次に、農業振興について伺います。農業後継者対策新規就農者定着に向けた補助金や、取組の成果や農地の賃貸借料支援、経営支援、安定化支援、機械整備支援等があるが、現在の状況と今後の取組について伺っておきます。

次に、農産物の販売拡大について、現状と地域支援を生かし新特産物の開発を目指した第6次産業化について、どのように取り組んでいるか伺います。答弁により再問いたします。

○議長（奥村晴明君） 近藤建設課長。

〔建設課長 近藤孝公君登壇〕

◎建設課長（近藤孝公君） 小川議員さんの御質問のうち、交通安全対策について御答弁をさせていただきます。

横断歩道の維持補修につきましては、ペイントや鋸などにより線や文字、記号を路面に設け、道路交通の安全と円滑を図る施設であります路面標示のうち、横断歩道は、その部分が道路交通法上の通行すべき部分であることを示す指示表示に当たりますので、徳島県公安委員会において、適切に維持管理がなされていると思っております。

所轄警察署に確認いたしましたところ、藍住町管内におきましては、現在、315本の横断歩道が設置されております。これらのうち、表示が薄く見えづらいなど、横断歩道の維持補修を要する箇所につきましては、町道の巡回や、近隣の方からの御相談などにより、把握した時点において速やかに現地状況を確認の上、写真資料などを警察署に提出し、所轄警察署を通じて、県公安委員会へ改善の要望をしてお

ります。今後は、早期に改善されるよう、要望活動を更に進めていきたいと考えております。

次に、町道江ノ口新居須線の歩道改良につきましては、現状の歩道は、車道より20センチメートルほど高く、マウンドアップ構造となっており、沿道の宅地や、農地等の後背地の出入口に設けられた切り下げ部分において、段差が生じております。この段差を解消するため、近年、沿道の宅地開発があった機会に併せて、地権者の同意を得た上で、歩道と車道を同じ高さとするフラット構造へ改良工事を実施しており、今後も、この取組を継続してまいりたいと考えております。

なお、今年度につきましては、道路併設の排水路に蓋掛けをすることなどで、歩道の幅員を2メートルに拡幅し、同時にフラット構造へ転換することが可能な区間の選定と、工事に向けた設計を進めております。

次に、ゆめタウン周辺の交通渋滞につきましては、出店に先立つ事前協議において、交通量の増大に対して、県公安委員会や県、町の道路管理者等で構成する合同対策会議を開催し、対応を協議し、ハード、ソフトの両面から可能な対策を実施してまいりました。

御指摘の千鳥橋北詰めは、南北方向の町道と東西方向の県道の信号交差点であります。いずれも右折レーンがありませんので、朝夕の通勤時などにおいて、右折車両の滞留が生じた場合に、後続車両の信号待ちが長くなる時間帯が見受けられます。右折レーンの増設につきましては、町道の交差点南側は、正法寺川に架かる橋梁となっており、県道側につきましては、県に要望し、拡幅用地を取得していただくこととなりますので、いずれも早急な実施は困難であると思われま。

ゆめタウン周辺の交通渋滞について、既存の道路区域において対応が可能な施策について、交通管理者等の関係機関と検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（奥村晴明君） 齊藤企画政策課長。

〔企画政策課長 齊藤秀樹君登壇〕

◎企画政策課長（齊藤秀樹君） 小川議員の御質問のうち、新婚世帯、子育て世帯に対しての住宅取得の助成につきまして、答弁をさせていただきます。

本町は、高齢者人口の増加率が高いという人口問題があることから、子育て支援の充実などの各種施策の推進と着実な対応が求められており、若者、とりわけ、子育て世代の定着のための住宅取得の促進を図ることは重要な要素であります。しか

し、人口とともに建築の増加が続いている住宅の、その取得者への助成を一定の世代に限定することにつきましては、公平性の観点から、慎重な検討が必要と考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（奥村晴明君） 森福祉課長。

〔福祉課長 森伸二君登壇〕

◎福祉課長（森伸二君） 小川議員さんの御質問の中で、児童館の関係について御答弁させていただきたいと思います。

まず、最初に、学校と児童館で事業を実施している放課後児童クラブ、いわゆる学童保育との連携についてですが、厚生労働省の「放課後児童クラブ運営指針」の中の学校との連携の項目で、「（１）子どもの生活の連続性を保障するために、情報交換や情報共有、職員同士の交流等によって学校との連携を積極的に図る。」、「（２）学校との情報交換や情報共有は日常的、定期的に行い、その実施に当たっては、個人情報の保護や秘密の保持についてあらかじめ取り決めておく。」ことなどが定められています。

このことから、放課後児童クラブでは、行事予定表や学校からのメールなどで、下校時間や年間行事を確認しています。更に、学校からは、運動会や参観日の案内もあり、放課後児童クラブの指導員も可能な範囲で参加をしています。

また、放課後児童クラブに入会している児童に関する入退会等の情報は、必要に応じて学校と情報交換しているため、子供同士のトラブルや病気、事故等があった場合には、学校から直接連絡があります。今後も、学校と情報を共有しながら、十分連携を図っていきたいと考えています。

次に、住吉児童館の駐車場についてですが、平成２９年１２月１日現在の住吉児童クラブの児童数は１０４名となっています。また、児童館専用の駐車場は１台分しか確保されておらず、保護者の来館が重なる時間帯は、住吉老人憩の家の駐車場を利用していただくこととなります。

議員さんの御質問の中にもありましたが、平成２９年１１月１５日付けで駐車場の確保に関する陳情書が町に提出されています。

町としましては、駐車場の利用状況や利用者からの要望も複数あることから、駐車場の整備を計画したいと考えていますので、御理解いただきたいと思います。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（奥村晴明君） 石川生活環境課長。

〔生活環境課長 石川洋至君登壇〕

◎生活環境課長（石川洋至君） 小川議員さんの御質問の中で、空き家対策につきまして、御答弁をさせていただきます。

平成27年5月に「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されました。本町におきましても、空き家についての実態を把握するために昨年度、目視による実態調査を行い、その結果、対象となる建物1万3,476戸のうち、空き家と思われる家屋を433戸確認しております。空き家の状況につきましては、先ほど小川議員さんから御説明がありましたような状況でございます。

また、空き家バンクの創設につきましては、現在、433戸の空き家の所有者にアンケート調査を行っているところです。今後、空き家等対策計画を策定して対策事業を推進していく中で、空き家バンクの創設につきましても検討していきたいと考えております。

次に、倒壊のおそれがある空き家の撤去促進につきましては、空き家等実態調査において、著しく建物倒壊の危険性がある空き家はありませんでしたが、今後年数がたてば危険性がある建物もあるため、所有者を特定し適正な管理を促すとともに、今後、空き家に対する補助金交付要綱等を作成して、空き家撤去の促進に取り組んでいきたいと考えております。

次に、空き家のリフォーム助成につきましては、空き家を有効利用し、住民の居住環境の向上を図るとともに町の活性化を促すため有効であると考えられるため、先進地の自治体の状況を参考にしながら、今後、検討していきたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（奥村晴明君） 森経済産業課長。

〔経済産業課長 森美津子君登壇〕

◎経済産業課長（森美津子君） それでは、小川議員さんの質問のうち、商工業、農業振興について答弁をさせていただきます。

まず、地域産業と後継者育成支援についてですが、商工業につきましては、平成26年から創業支援計画を策定しており、主に商工会と連携し創業支援を行っております。商工会が実施する創業支援事業の一つである「創業塾」は、年に1度開催され、専門家の講義等が無料で受けられるようになっております。また、創業塾を卒業した後に町内で創業された方には、町から補助金の創業支援等も行っております。

次に、11月に行われました藍住マルシェにつきましては、今回のマルシェから、町内の商工業者の方が実行委員会を作り実施されております。会場が総合駐車場から勝瑞城館跡へ変わり、会場も広がったことから、出店者も約90店舗と3倍になっております。新聞報道によりますと、約5,000人の方が来場され、秋の1日を多くの友達や家族連れでにぎわってございました。

今後も実行委員会を中心に実施すると聞いておりますので、勝瑞城館跡のPRにもなると考えますので、町としても支援をしていきたいと思っております。

次に、プレミアム商品券藍プラスカードについてですが、プレミアム商品券の発行については、平成22年から平成26年までの間実施され、現在は行われていない状況です。

商工会に問い合わせますと、県内23の商工会のうち8か所でプレミアム商品券の販売がされており、近隣では北島町、板野町で実施されています。プレミアム商品券の発行につきましては、地元商工業者への恩恵等の課題もあると思われまますので、商工会と十分協議をしながら検討したいと思っております。

次に、徳島県中小企業向け融資制度、セーフティネット資金についてですが、町独自の融資制度は行っていませんが、県が徳島県信用保証協会の信用保証を付けた融資を行っており、中小企業者の事業資金の円滑化を図っております。

セーフティネット制度については、経済産業省が全国的に景気の業況の悪化している業種に有する事業を3か月ごとに見直しをし、指定を行っており、町内でも年間15件ほどの認定をされております。町としましては、利子補給ということではなく、頑張る商工業者に対する支援策を進めてまいります。

次に、農産の関係ですが、新規就農者につきましては、青年等就農計画を作成し、新規就農者に認定されますと、機械等の取得に活用できる無利子の青年等就農資金や、農業次世代人材育成資金を受けることができます。

また、農業後継者につきましても、家族との経営協定により、人・農地プランに位置づけられますと、農機具の購入や施設の新築等については、低金利の融資制度を利用していただくことができるようになっております。

次に、農産物販路拡大についてですが、平成27年度から取り組んでおります加工用エンジンは、平成27年度出荷量が11トンに対し、本年度は24トンと、平成27年度の2.2倍の出荷量となっております。

また、新作物研究会を主体として栽培しております「愛住ねぎ」の作付について

は、約1ヘクタール程度の作付が行われており、今年から新たに大型スーパー、量販店等3社との取引が行われる予定と聞いております。

次に、地域支援を生かし、新特産品の開発を目指した第6次産業化への取組についてですが、藍住町にんじん需要拡大協議会で取り組んでおります、にんじんパウダーですが、今年も小中学生にレシピの募集を行い多数の応募を頂きました。

また、今年は商工会の御協力により、納涼祭、藍ラブフェスティバルで、にんじんパウダーを使った料理の試食会のアンケートを行っております。現在、販売に向けて販売価格の決定、ラベルやレシピ集等の準備を行っているところです。

農産物、にんじんパウダー等の6次産業商品の販路拡大については、毎年関東、関西方面で行われている商談会等に出店するなど、PRや個別商談により販路拡大ができるよう支援をしたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（奥村晴明君） 小川幸英君。

〔3番 小川幸英君登壇〕

●3番議員（小川幸英君） 答弁により再問いたします。

交通安全対策について、町内の横断歩道315本ということでありましたが、ある程度、見回っているということでありましたが、先ほども言いましたが、消えかかっている横断歩道、特に通学路辺りでも改善されておられません。半年たっても。是非とも、警察のほうに理事者から早急にさせていただけるような対策をお願いしておきます。

江ノ口新居須線歩道改修については、具体的に取り組んでいくというようなことでありました。この歩道は狭い所では、歩行者が傘を差したら、通行できないような箇所もあります。県下でも非常に少ない歩道と思われまますので、段差をなくして、取り組んでいくということですので、早急をお願いしたいと思えます。

次に、児童館と学校の連携について伺いました。児童館と学校の連携については、今まで緊密に連携しているというようなことでありましたが、この児童館運営については、社会福祉協議会に委託しているが、町としての対応も必要と思えますが、町はどのように関わっているか伺っておきます。

また、保護者の方から出された住吉児童館駐車場については、前向きな答弁がありました。するというような方向に向かっているというようなことでしたが、早急に、事故のないうちに造っていただきたいと思えます。

商工業農業振興については、徳島県中小企業向け融資制度セーフティネット資金の利子補給については、前向きな答弁がありませんでした。この件については、平成23年3月議会、12月議会、平成26年9月議会でも質問しましたが、この時には、利子補給すれば申込みが殺到して幾らいるか分からないので、できないとのことでした。これを利用した事業者は、平成28年度は14件、本年度は現在4件となっております。このような件数ですので、利子補給しても大きな額ではないと思われませんが、再度、検討していただきたいと思います。

農産物販路拡大、地域支援を生かし、新特産品の開発を目指した6次産業化への取組について答弁いただきました。11月15日の徳島新聞によると、石井町商工会と町内4店舗が協力し、町の地域資源を生かした新しい特産品の開発をした。各店舗やインターネット通販で販売するほか、県外の物産展などに出展し、町のPRに役立てるとのことですが、町内の商工業者、農業者の方が一緒になって取り組むことも必要と思われませんが、町として、そのパイプ役はどのようにしているか伺っておきます。答弁により再々問いたします。

○議長（奥村晴明君） 森福祉課長。

〔福祉課長 森伸二君登壇〕

◎福祉課長（森伸二君） 小川議員さんの再問の中で、町と児童館の連携についてお答えさせていただきたいと思います。

児童館及び放課後児童クラブについては、平成17年度から社会福祉協議会を指定管理者として管理及び運営を委託しています。町と委託先の具体的な連携の内容については、月1回の児童館連絡会の中で、運営に伴う問題点などを協議しています。また、事故等が発生した場合には、個別に対応について協議もしています。

なお、児童館及び放課後児童クラブの運営に必要な職員の人件費などの経費については、実績によって年度末に委託料を精算しています。今後も、円滑な運営ができるように委託先と連携を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（奥村晴明君） 森経済産業課長。

〔経済産業課長 森美津子君登壇〕

◎経済産業課長（森美津子君） 小川議員さんの再問のうち、町内業者と農業が一緒になっていくつもりはないか、というような御質問だったかと思います。

今も、納涼祭、藍ラブフェスティバルに新作物研究会が出店をさせていただいて、

好評を託しております。今後とも続けてまいりたいと思いますので、今後も商工会と協力をしながら、参加できるところを模索していきたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（奥村晴明君） 小川幸英君。

●3番議員（小川幸英君） 学校と町と児童館が連携しているというようなことの答弁を頂きました。今日の新聞にも神戸において、小学校の子が児童館の先生を殴打するというような痛ましい、これは5月に行われたことですが、痛ましい記事、またテレビとかで報道されております。常に学校と町、児童館が連携していただきたいと、今後お願いをしておきます。これで終わります。

---

○議長（奥村晴明君） 次に、9番議員、西岡恵子君の一般質問を許可いたします。  
西岡恵子君。

〔9番 西岡恵子君登壇〕

●9番議員（西岡恵子君） 議長の許可を得ましたので、ただいまより一般質問を始めます。理事者には簡潔明瞭、前向きな答弁をお願いしておきます。

質問に先立ち、高橋町長、この度は当選おめでとうございます。町民も高橋新町長の手腕を期待しているところです。

そこで、高橋町長の公約について、この件については、前壇で小川議員からも言われ町長からも、12月議会開会時の提案理由の説明場面において、住民の期待を裏切ることなく二元代表制、対等な立場でより良い町政を築きたい、また、昭和40年頃から大きく発展してきたが少し陰りが感じられる、これを未来に向けての転換期と捉え、町内外の誰がみても魅力ある町にする、更に、その施策については、来年3月議会以降に適宜具体化する旨述べられたところですが、未来への挑戦、魅力あるまちづくりへの抱負、意気込みについて尋ねます。

次に、教育事項で、携帯電話やスマートフォン等の安全、適正な使用について質問いたします。この件の質問は、過去の議会でもしていますが、科学の進歩によりインターネット社会は著しく発達し、想像を絶するスピードで進歩、普及し、特に最近、インターネットなしでは日常生活も考えられないのが現状ではないでしょうか。

使用においては自己責任が原則ですが、子供が使用している携帯電話やスマートフォン等において様々な問題が発生しています。本町の小中学校では、児童生徒が

学校に持ち込むことは禁止、諸事情がある場合は学校と相談と聞いております。使用は学校外となり、家庭、保護者の問題とし、平成27年頃は、保護者の指導に期待するしか方法がないとのことでしたが、そうは言われてられない現状ではないでしょうか。

本町の小中学校において、自分の携帯電話やスマートフォン等を持っている割合と、その使用状況、更に、長時間使用による視力低下もあるようですが、本町の現状について尋ねます。

続いて、福祉事項、子どもはぐくみ医療助成事業について質問いたします。この事業については、本町では、既に中学3年生までを対象に医療費の自己負担を助成していましたが、本年度より徳島県において、この制度が拡大され、県下全域で中学校修了以上となりました。これに関連する本町の平成29年度予算によると、子どもはぐくみ医療扶助費として、1,494万円の12か月分として、1億7,928万円が計上されています。この予算額のうち、県が拡大した中学3年生修了までの補助金はどれくらいになるのか、これまでとの差額について尋ねます。

最後に、藍の魅力発信事業と藍の栽培について質問いたします。この事業として、10月22日に開催された「インディゴコレクション2017」については、町長より議会開会時、報告があったところですが、今一度、藍の魅力発信事業としての効果について尋ねます。

藍の栽培については、県議会でも論戦があり、知事は、障害者就労支援施設で、タデ藍栽培に取り組んだ結果を踏まえ、関係機関で12月に立ち上げる「農福連携推進検討会」に藍部会を設け、生産拡大に向け推進体制を構築していくと答弁しています。本町の取組について尋ねます。以上、答弁により再問いたします。

○議長（奥村晴明君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 西岡議員さんの御質問のうち、町長の公約についてお答えいたします。

これまで本町は、人口増加に支えられながら大きく発展してまいりました。人口が増加することで、インフラの整備が進み、生活の利便性は高まり、また人口が増加するというサイクルを繰り返しながら3万5,000人の大きな町となりました。

しかしながら、徳島県全体の人口が減少する中で、本町の人口の増加にも陰りが見え始めてきております。国立社会保障人口問題研究所の人口推計では、2025

年の3万5,500人をピークに以降、比較的緩やかではありますが、減少に転じる見込みとなっております。当然のことながら、人口が減少すると産業が衰退し、地域経済の規模が縮小します。そして、若者の流出が止まらなくなり、更に少子高齢化に拍車がかかることが予想されます。

私は、生まれ育ったこの町を将来にわたり衰退させるわけにはいきません。私は失敗を恐れず人口の維持増加につながる施策を積極的に展開し、誰もが今以上に魅力を感じる藍住町にしたいと考えております。先ほども言いましたように、徳島県全体の人口が減少する中での取組となりますので、非常に条件的には厳しいものとなります。

また、平成10年には、65歳以上の高齢者は3,400人程度でありましたが、本年4月では、約7,900人にまで増加しております。今後、しばらくは減少することなく、約1万人程度にまで増加する見込みとなっております。

こうして増加する高齢者の皆さんが元気であれば、当然町にも活気が生まれます。そのためには、高齢者の皆さんの生きがづくりや、生活不安を解消する取組は欠かすことができません。これから大幅に増加が予想される高齢者の皆さんへの各施策については、今後、十分に検討して進めてまいりたいと考えております。

次に、15歳未満の人口は、平成10年には、5,500人程度でありましたが、本年4月では、約5,300人となっており、現在のところ大きな減少は見られませんが、これからも緩やかに減少を続け、約30年後には4,000人程度になると予想されています。やはり、今後人口を維持増加するには、15歳未満の人口を増加させなければなりません。待機児童の解消や、学童保育の充実など、安心して子育てができる環境整備を十分に進めていく必要があると考えております。

高齢者の皆さんへの支援、また、子育て環境の充実は、財政的にすぐに着手できるものばかりではありませんが、できるものから順次取組を進めていきたいと考えております。

次に、防災対策であります。住民の皆さんの安心・安全を守るため南海トラフ巨大地震、中央構造線地震への対策、また、降雨時の排水対策等についても積極的に進めてまいりたいと思います。特に南海トラフ巨大地震は、周期的に発生する地震であり、発生確率が今後30年間で、70%と言われております。被害を最小限にするためには十分な備えが必要です。よく防災は、自助・共助・公助の3助の連携と言われておりますが、町全体で防災意識を高め、木造住宅耐震化の推進や、自

主防災組織の結成促進、運営支援など、自助・共助を中心とした防災対策を進めてまいりたいと考えております。

また、このほかにも、教育、文化、環境、産業など様々な分野において、住民の皆さんや議会の皆さんの意見を十分に取り入れながら、町内外の誰が見ても魅力的なまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、何とぞ、御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（奥村晴明君） 下竹教育次長。

〔教育次長 下竹啓三君登壇〕

◎教育次長（下竹啓三君） それでは、西岡議員さんの携帯電話、スマートフォン等の安全、適正な使用についての御質問に御答弁申し上げます。

携帯電話、スマートフォン等の所持状況については、平成27年一学期末に、町内小中学生を対象に生活や学習についてのアンケートを実施して以後、全体的な調査は行っていませんが、このときの調査では、自分の携帯電話、スマートフォン等を持っている割合は、小学校では1年生28%、2年生36%、3年生45%、4年生52%、5年生59%、6年生56%、中学校では1年生58%、2年生67%、3年生76%という状況でした。

また、今年実施した全国学習状況調査においては、携帯電話、スマートフォン等を1日3時間以上使用している子供の割合は、小学6年生で8%、中学3年生で20.5%となっており、全国平均をどちらも上回っていました。

自分の携帯電話、スマートフォン等を持っていなくても、家族や友人から借りて使用していることもあるようで、主にユーチューブなどの動画の閲覧やオンラインゲーム、SNSでのやり取りに使用していると思われる。

各学校においては、講師を招いての携帯電話、スマートフォン等、安全教室を毎年開催しており、トラブルに巻き込まれたり被害にあった事例を挙げて、正しいマナーやルールで使用するよう学習、啓発を行っているほか、個人面談などの様々な機会を捉えて、保護者にも適正な使用を呼び掛けています。

教育委員会においても、今年4月の新学期に合わせ、表に町PTA連合会が、平成26年5月に作成した家庭教育7箇条、裏に携帯電話、スマートフォン等の使用について、標準的な10のルールを示した携帯電話、スマートフォン等の「安心・安全・適正」使用宣言を印刷したクリアファイルを小中学校の児童生徒に配布をし、家庭でも考えていただくよう啓発に努めています。

また、この夏休み期間中には、町内小中学生に「ノーメディア習慣にチャレンジ」の取組を行い、チャレンジ目標として、「①ゲーム、スマートフォン、パソコン、テレビの1日の使用時間を家族と相談して決めそれを守ること」、「②夜9時を過ぎたら使用しないこと」の2点についてチャレンジ表に記録して提出するよう、児童生徒とその保護者にお願いしました。小学生で約9割、中学生で約8割の提出があり、その結果、使用時間を守ることができた小学生は62%、中学生は55%、夜9時以降使用しないことが守れた小学生は68%、中学生は40%、両方とも守れた小学生は54%、中学生は29%でした。こうしたメディアを使わなかった時間を何に使ったか、という質問に対し、小学生では家族との団らんが34%と一番多く、特に低学年ほど高い傾向が見られました。次いで多かったのが、読書とゲームなど以外で友達と過ごす15%、勉強が14%でした。中学生では一番多かったのが勉強で41%、特に3年生では高い傾向が見られました。2番目が、家族との団らんで18%、次いで友達と過ごす13%でした。

この取組に関して、保護者の感想も書いていただいております、9割以上の方から肯定的な意見や感想を頂きました。主なものとしては、家族の団らん、会話が増えた、見たい番組を選択し自分で意識して時間管理をするようになった、メリハリのついた規則正しい生活ができるようになった、外遊びや手伝い、読書の時間が増えた、特に読書に関しては夏休み中に50冊以上読み終えた子がいたそうです。また、家族みんながメディアを使う時間を減らすよう意識をしたとの感想もあり、今回の取組が有意義なものであったと考えています。

先ほど、申し上げたクリアファイルに印刷した10のルールの中にも携帯電話、スマートフォン等、ゲーム機の使用は1日2時間まで、夜9時を過ぎての使用はしない、としており夏休み中だけのこととせず、普段から意識してメディアを使う時間を減らしたり、安全、適正に使用するように家庭でも考えていただけるよう更なる取組を進めてまいりたいと考えています。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（奥村晴明君） 昼食の時間ですが、議事を進めます。

森福祉課長。

〔福祉課長 森伸二君登壇〕

◎福祉課長（森伸二君） 西岡議員さんの御質問の中で、子どもはぐくみ医療の関

係について御答弁させていただきます。

本町では、所得制限の撤廃や、県内で最初に対象年齢を中学校修了時までにするなど独自の充実策を講じてまいりました。本年度から、県の子どもはぐくみ医療費助成事業の対象年齢が、中学校修了時までに変更されたことから、県内全ての市町村が対象年齢を引き上げています。また、11市町村では、18歳に達する年度末までとしています。

平成29年度、当初予算での本町の子どもはぐくみ医療費助成事業の助成額は、1億7,928万円となっており、県費補助対象外を含む町単独の負担額は、約9,000万円となっています。そのうち、中学生に対する医療費の助成額は約2,500万円で、県からの補助金は、補助率2分の1で所得制限があることから、約1,200万円を予定しています。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（奥村晴明君） 齊藤企画政策課長。

〔企画政策課長 齊藤秀樹君登壇〕

◎企画政策課長（齊藤秀樹君） 西岡議員の御質問のうち、「インディゴコレクション2017」の効果と、今後の事業取組につきまして、答弁をさせていただきます。

今回は、藍染めの小物だけでなく、出演者全員に藍染めの衣装を身に着けていただいたところ、半数の方から「藍染め衣装の作製に魅力を感じた」とのアンケート回答があり、出演者に対し藍染め体験料を補助した結果においても、9割近くの方が藍の館を訪れていることから、藍染めファンの拡大と藍の館のPR効果を得ることができたと思います。

また、台風接近にもかかわらず満席となった会場では、出演者だけでなく、来観者の表情にも高い満足感が伺われ、藍の魅力を存分に発信できたと考えております。

一方で、課題もありました。幼児、児童の皆さんが出演した第1部では、一時入場をお断りせざるを得ないほどの来観者があり、御迷惑をお掛けしました。また、出演者においても、レッスンやリハーサルへの参加徹底など、厳格な運営の必要性も感じられました。以上の効果と課題を踏まえ、継続することで得られる成果を更に生かせるよう3回目を開催したいと考えております。企画に当たっては、全体の構成や方法、開催場所など課題を丁寧に検証し、藍の魅力、そして、本事業の魅力について出演される方、見に来られた方々からの二次的な発信拡大効果も期待できるイベントとして構築できるよう、併せて地方創生交付金の交付終了後も、継続実

施できるような取組を想定した試験的な事業としても検討を進めてまいりたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（奥村晴明君） 森経済産業課長。

〔経済産業課長 森美津子君登壇〕

◎経済産業課長（森美津子君） 西岡議員さんの御質問のうち藍栽培について答弁させていただきます。

県は「農福連携推進検討会」を設立し、その中に「藍部会」を設け、障害者施設と藍師のマッチングによるモデルケースを拡大していきたいということです。既に実施されている施設で作られた菜は、手で藍葉を摘むことなどから、良質の菜が製造されていると聞いておりますので、本町としては、県の動向を注視しながら取組について検討をしていきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（奥村晴明君） 西岡恵子君。

〔9番 西岡恵子君登壇〕

●9番議員（西岡恵子君） 答弁を頂きましたので、再問をいたします。

町長からは、魅力あるまちづくりに向けての抱負、意気込みをお聞きいたしました。2025年をピークとして、藍住町の人口にも陰りが見え始めるということです。それと、高齢者が4月現在1万人、これに対しては、生きがいを進めていかなければならない、そのようなことをお伺いいたしました。そして、安心して子育てができる、高齢者への対応、また、防災対策も真剣に取り組むということをお伺いいたしました。

これから、来年度予算作成に掛かる時期となります。先ほど述べられた思いを実現すべく、藍住町のトップリーダーとして手腕を発揮されますよう期待しております。

続いて、教育事項の携帯電話、スマートフォン等の安全、適正な使用について再問します。自分の携帯電話やスマートフォン等を持っている割合は、小学1年生の28%から中学校3年生の約80%、高学年になるにしたがって割合が高くなっているとの傾向と思います。全体では、半数近くの生徒が使用していると理解しました。

視力については、文部科学省の2016年度の学校保健統計調査でも、裸眼視力が1.0未満の割合が、小学生31.5%、中学生54.6%、高校生66.0%で過去最悪の数値と発表しております。この原因として、携帯電話やスマートフォ

ン等、テレビゲーム、インターネット等の長時間使用が原因とされています。

また、記憶に新しい事件として、今年8月にあったネット上での、なりすまし事件には、県外の中学生在が関係していたとの報道があり驚いたところです。以前のように、家庭での指導に委ねるのでなく、携帯電話、スマートフォン等、インターネットでのトラブルを避けるために、今まで以上に小中学生や保護者、学校の先生方、学童保育関係者が、必要な知識を身に付けている方々とともに保護者との連携を深め、子供たちの健康状況の改善、トラブルや事件に巻き込まれない対策が必要と考えます。その取組について再度尋ねます。

続いて福祉事項、子どもはぐくみ医療費助成制度について再問します。

県よりの制度拡大による補助金差額は、約1,200万円とのことですが、この差額を高校生に充当、18歳に達する年度末まで引き上げることはできませんか。阿南市、三好市、勝浦町、佐那河内村、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、つるぎ町、東みよし町の11市町村では、既に18歳に達する年度末まで助成が受けられるそうです。中学校を卒業後は、ほとんどが高校や専門学校へ進学する現状、保護者の負担も急増すると言われています。そんな状況の中、医療費の助成があると大いに助かるのではないのでしょうか。子育てしやすい藍住町と期待し、転入する方も多いと聞きます。経済的支援のためにも、18歳に達する年度末までの助成への拡大の願いをしておきます。

最後に、藍の魅力発信事業と藍の栽培について再問します。藍の魅力発信事業としては、来場者アンケートで8割以上の方が満足したとの評価がありました。私も当日は1部、2部とファッションショーを観客として見せていただき、自らが作成した藍染めの衣装を披露することで、作る楽しさ、見せる楽しさなど、藍の楽しさを体感している様子を感じました。皆様本当に楽しそうでした。

担当課は違いますが、教育委員会主催の平成29年度藍住町歴史文化講座においても「阿波藍を知ろう！！」との講座が6月から半年間6回開催されていました。私も12月16日の最後の講座に出席、染色技法や藍染めの現状について本町在住の藍染め職人、矢野藍秀さんより阿波藍を知りたい方が、県内外を問わず年々増加傾向との話をお聞きしました。

今後の藍の魅力発信事業について、先ほど課長からも、3回目の開催をするとの答弁を頂いたところですが、更なる事業展開をお伺いいたしまして、答弁により再々問させていただきます。

○議長（奥村晴明君） 下竹教育次長。

〔教育次長 下竹啓三君登壇〕

◎教育次長（下竹啓三君） それでは、西岡議員の再問に御答弁申し上げます。

まず、視力低下についてでありますけれども、学校におきましては、学校の保健委員会において、今年は、眼科である校医の先生をお招きして視力低下の原因であるとか、予防について計画をしているところもございます。そのような形で、折に触れ学校においても携帯電話、スマートフォン等の適正使用については、学活や集会などの機会を捉えて生徒たちにも啓発をしているとともに保護者の方にも同じように啓発を行っているところです。また、先ほど御答弁いたしました、携帯電話、スマートフォン等安全教室につきましても専門家を講師に招いて実例を挙げての研修等をさせていただいておりますので、そういう形で、今後も更に啓発に努めてまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（奥村晴明君） 森福祉課長。

〔福祉課長 森伸二君登壇〕

◎福祉課長（森伸二君） 西岡議員さんの再問の中で、子どもはぐくみ医療の関係についてお答えさせていただきます。

対象年齢を18歳に達する年度末までにする場合の医療費の助成額を中学生と同程度と仮定しますと、約2,500万円となり、中学生に対する県費補助との差額約1,300万円が新たな町単独の負担となります。町単独負担の総額は、中学生までの約9,000万円と中学卒業から18歳に達する年度末までの医療費の助成額、約2,500万円を合わせた約1億1,500万円となることから、財政的には大きな負担となります。本町の財政は、まだまだ厳しい状態が続いておりますが、今後の財政状況を見ながら対象年齢の引上げについて、前向きに検討してまいりたいと考えていますので、御理解いただきたいと思います。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（奥村晴明君） 斉藤企画政策課長。

〔企画政策課長 斉藤秀樹君登壇〕

◎企画政策課長（斉藤秀樹君） 西岡議員の再問のうち、藍の魅力の発信事業の今後の事業展開につきまして、答弁をさせていただきます。

現状、特別なプロジェクトの指針ができていないわけではございませんが、今後プロジェクトの協議回数を増やすなどして、取組を具体化させていただきたいと思

ます。

ふるさと納税の返礼品につきましても、藍の製品を充実させるといった方向でも取り組んでおりますので、御指導をよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、ワークショップの継続も検討してまいりたいと思ひますし、藍の体験をしていただくのが一番いいかと考えております。今回の藍住スマイリーマルシェでも体験をするコーナーがありましたが、こういったイベント等で気軽に体験ができるといったところでの魅力発信の検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願ひいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（奥村晴明君） 西岡恵子君。

●9番議員（西岡恵子君） 再々問をさせていただきます。

教育委員会からは、携帯電話、スマートフォン等の安全、適正な指導については、今後も前向きに取り組んでいくとの答弁がありました。本当に私たちが考える以上に現場は進んでおります。私自身もなかなかそれについていってないという現状がありますので、子供たちは、もう既にスマートフォン等、タブレットを指で動かしている、そういうことに非常に敏感に反応し、それを何事もないかのようにどんどん使いこなしているのが現状だと思います。どうか、事故や事件に巻き込まれないために、子供たちを取り巻く周辺で、そういうふうな教育的指導を、是非、進めていっていただきたいとお願ひをしておきます。

子どもはぐくみ医療に関しましては、来年度、あるいは、その次の年度予算にも、大いに関係してくる訳でございますが、高橋町長も子育て支援には全力で取り組むという御答弁を頂きました。そんな中で、是非、この件についても前向きな御検討を、お願ひしておきます。

最後に、藍の件につきましては、来年度も前向きに取り組むということでございました。そして、藍の栽培についてでございますが、食用藍については、もう既に新聞でも私も見ましたが、生産農家が急増していると聞いています。その理由としては、お米よりも高い収益性が魅力とのこと、薬藍の栽培も作付できるよう、県との連携を深め、農家への情報提供、働き掛けをし、藍は藍住町、徳島県の藍、そして、そこには藍が植えられているというのが藍の魅力発信にもつながると考えますので、是非、農家への働き掛けも、今後更に推し勧めていただきたいとお願ひをして私からの一般質問を終わります。

○議長（奥村晴明君） 以上で、通告のありました3名の一般質問は終わりましたので、これで一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。議案調査のため12月20日から12月21日までの2日間を休会としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（奥村晴明君） 異議なしと認めます。したがって、12月20日から12月21日までの2日間を休会とすることに決定しました。なお、次回本会議は、12月22日午前10時、本議場において再開いたしますので、御出席をお願いいたします。本日は、これで散会といたします。

午後0時22分散会

---

平成29年第4回藍住町議会定例会会議録（第3日）

平成29年12月22日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	喜田 修	9 番議員	西岡 恵子
2 番議員	古川 義夫	10 番議員	西川 良夫
3 番議員	小川 幸英	11 番議員	森 彪
4 番議員	林 茂	12 番議員	平石 賢治
5 番議員	安藝 広志	13 番議員	森 志郎
6 番議員	鳥海 典昭	14 番議員	佐野 慶一
7 番議員	矢部 幸一	15 番議員	永濱 茂樹
8 番議員	徳元 敏行	16 番議員	奥村 晴明

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 大塚 浩三                      局長補佐 山瀬 佳美

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
監査委員	林 健太郎
教育次長	下竹 啓三
会計管理者	奥田 浩志
総務課長	梯 達司
福祉課長	森 伸二
企画政策課長	斉藤 秀樹
税務課長	藤本 伸
健康推進課長	高田 俊男
社会教育課長	近藤 政春
住民課長	佐野 正洋
生活環境課長	石川 洋至
建設課長	近藤 孝公
経済産業課長	森 美津子

下水道課長 賀治 達也  
水道課長 森 隆幸  
西クリーンステーション所長 高木 律生

## 5 議事日程

### 議事日程（第3号）

- |     |   |                                  |
|-----|---|----------------------------------|
| 第1  | 議第60号                                     | 平成29年度藍住町一般会計補正予算について            |
| 第2  | 議第61号                                     | 平成29年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)補正予算について  |
| 第3  | 議第62号                                     | 平成29年度藍住町特別会計(介護保険事業)補正予算について    |
| 第4  | 議第63号                                     | 平成29年度藍住町特別会計(介護サービス事業)補正予算について  |
| 第5  | 議第64号                                     | 平成29年度藍住町特別会計(後期高齢者医療事業)補正予算について |
| 第6  | 議第65号                                     | 藍住町の職員の育児休業等に関する条例の一部改正について      |
| 第7  | 議第66号                                     | 藍住町水防団に関する条例の制定について              |
| 第8  | 議第67号                                     | 徳島県市町村総合事務組合規約の変更について            |
| 第9  | 議第68号                                     | 藍住町副町長選任の同意について                  |
| 第10 | 発議第22号                                    | 特別委員会の名称変更について                   |
| 第11 | 発議第23号                                    | 道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書    |
| 第12 | 議会運営委員会及び各委員会における所管事務等に関する閉会中の継続調査申出書について |                                  |

平成29年藍住町議会第4回定例会会議録

12月22日

午前10時開議

○議長（奥村晴明君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（奥村晴明君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。監査委員から毎月実施した例月出納検査の結果について、議長あて報告書が提出されておりますので、御報告いたしておきます。

○議長（奥村晴明君） これより、日程に入ります。本日の議事日程はお手元に配布したとおりです。

○議長（奥村晴明君） 日程第1、議第60号「平成29年度藍住町一般会計補正予算について」から、日程第8、議第67号「徳島県市町村総合事務組合規約の変更について」の8議案を一括議題とします。

これより、上程全議案に対する総体質問を許可いたします。

質問のある方は、御発議をお願いいたします。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（奥村晴明君） これをもって、総体質問を終わります

○議長（奥村晴明君） これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（奥村晴明君） 討論なしと認めます。

○議長（奥村晴明君） これから、議第60号「平成29年度藍住町一般会計補正予算について」から、議第67号「徳島県市町村総合事務組合規約の変更について」の8議案を一括して採決します。

お諮りします。議第60号「平成29年度藍住町一般会計補正予算について」から、議第67号「徳島県市町村総合事務組合規約の変更について」は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（奥村晴明君） 異議なしと認めます。

したがって、議第60号「平成29年度藍住町一般会計補正予算について」から、議第67号「徳島県市町村総合事務組合規約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

---

〔奥田会計管理者、退場する〕

---

○議長（奥村晴明君） 日程第9、議第68号「藍住町副町長選任の同意について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔高橋町長登壇〕

◎町長（高橋英夫君） ただいま、議長から提案理由の説明を求められましたので議第68号「藍住町副町長選任の同意について」提案理由の説明を申し上げます。

議第68号につきましては、住所・藍住町奥野字猪熊93番地2、氏名・奥田浩志氏、生年月日・昭和33年3月20日、任命年月日・平成30年1月1日であります。以上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥村晴明君） 議第68号につきましては、ただいま町長から説明がありましたように、本案は人事に関する案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに原案のとおり議決いたしたいと思えます。

これに、御異議ありませんか。お諮りいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（奥村晴明君） 異議なしと認めます。

したがって、議第68号「藍住町副町長選任の同意について」は、住所・藍住町奥野字猪熊93番地2、氏名・奥田浩志氏、生年月日・昭和33年3月20日、を選任同意することに決定いたしました。なお、任命年月日・平成30年1月1日あります。

〔奥田会計管理者、入場する〕

○議長（奥村晴明君） ここで、ただいま選任されました 奥田浩志氏がおいでにな

りますので、御挨拶をお願いいたします。

〔会計管理者、奥田浩志君登壇〕

◎会計管理者（奥田浩志君）　ただいま、議員の皆様から副町長という大役の御承認をいただきました。私にとりましては、身に余る光栄です。誠にありがとうございました。

私は、役場に勤務し、約36年が経過いたしました。その間、いろいろな事業に携わってまいりましたが、満足のいく事業もあれば、反省すべき事業もたくさんございます。そういった経験を糧に高橋町政を補佐し、支えてまいりたいと思っております。

議員の皆様方におかれましては、なお一層の御支援、御協力、そして御指導を賜りますようお願い申し上げます。微力ながら藍住町発展のため、精一杯努力することをお約束し、簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

（拍手）

〔奥田会計管理者、自席に戻る〕

---

○議長（奥村晴明君）　日程第10、発議第22号「特別委員会の名称変更について」を議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

大塚議会事務局長。

◎議会事務局長（大塚浩三君）（議案を朗読する）

○議長（奥村晴明君）　本案について、趣旨説明を求めます。

森志郎君。

〔13番 森志郎君登壇〕

●13番議員（森志郎君）　ただいま議長より、特別委員会の名称変更についての趣旨説明を求められましたので、説明をいたします。

「(仮称)藍住町文化ホール等複合公共施設」の正式名称が「藍住町総合文化ホール」に決定したため、平成26年12月18日に議決により設置した、当委員会の名称「(仮称)藍住町文化ホール・公共施設複合化事業特別委員会」の名称を「藍住町総合文化ホール特別委員会」に変更を行おうとするものであります。議員各位の賛同を賜りますようお願いいたします。

---

○議長（奥村晴明君） これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（奥村晴明君） 質疑なしと認めます。

---

○議長（奥村晴明君） これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（奥村晴明君） 討論なしと認めます。

---

○議長（奥村晴明君） これから、発議第22号「特別委員会の名称変更について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（奥村晴明君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第22号「特別委員会の名称変更」は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（奥村晴明君） 日程第11、発議第23号「道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書」を議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

大塚議会事務局長。

◎議会事務局長（大塚浩三君）（議案を朗読する）

○議長（奥村晴明君） 本案について、趣旨説明を求めます。

鳥海典昭君。

●6番議員（鳥海典昭君） 議長から趣旨説明を求められましたので、発議第23号「道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書」を読み上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

「道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書」、道路は、地

域経済の活性化や住民の安全・安心な暮らしを支える最も基本的かつ重要な社会資本の一つである。

しかしながら、本県における道路の整備水準は、地形的・地質的特性等から依然として全国に比べ大きく立ち遅れている。

また、厳しい財政状況の中、高速交通ネットワークの整備、南海トラフ地震等の大規模災害に対する防災・減災対策、地域の活力の維持・増進等に必要な道路整備のほか、県民が安心・安全に道路を利用するための計画的な老朽化対策など、緊急的に対応すべき多くの課題を抱えている。

現在、国においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」）の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率等の嵩上げを実施し、道路整備に対し格別の配慮がなされている。

しかしながら、本法は平成29年度までの時限措置であり、来年度以降、補助率等が実質的に低減されることは、真に必要な道路整備の停滞を招き、全力を挙げて取り組んでいる地方創生及び国土強靱化の実現に大きな影響を与えることが懸念される場所である。

よって、国におかれては、地方の道路整備を引き続き強力に推進するため、道路関係予算の所用額の確保はもとより、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も現行制度を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月22日、提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣。

以上、議員各位の賛同を得まして、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

---

○議長（奥村晴明君） これから、質疑を行います。

森彪君。

●11番議員（森彪君） これ、名前が間違えておるのですが、名前が間違えたままではいかんと思うのですが。鳥海典昭君が、鳥海昭典君になっておるので、訂正してください。

◎議会事務局長（大塚浩三君） 先ほどの意見書提出の議案でございますが、申し訳ございませんでした。鳥海議員さんのお名前が間違っております。申し訳ござい

ません。訂正よろしくお願ひいたします。

● 11番議員（森彪君）　ほんなんでは、済まんだろ。自分で訂正してくれって言うん。

◎ 議会事務局長（大塚浩三君）　差し替えをさせていただきます。小休お願ひします。

○ 議長（奥村晴明君）　小休します。

午前10時18分小休

---

〔小休中に議案差替〕

---

午前10時31分再開

○ 議長（奥村晴明君）　小休前に引き続き、会議を再開します。

ほかに、質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○ 議長（奥村晴明君）　質疑を終わります。

---

○ 議長（奥村晴明君）　これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○ 議長（奥村晴明君）　討論なしと認めます。

---

○ 議長（奥村晴明君）　これから、発議第23号「道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 議長（奥村晴明君）　異議なしと認めます。

したがって、発議第23号「道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書」は、原案のとおり可決されました。

なお、意見書については、速やかに関係機関へ送付をいたします。

---

○議長（奥村晴明君） 日程第12、最後に、「委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。

各委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（奥村晴明君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

○議長（奥村晴明君） ここで、議会閉会前の御挨拶を高橋町長からお願いいたします。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 12月議会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げさせていただきます。私にとりましては、就任直後の初めての定例会でございました。不行き届きの点もあったかと思いますが、去る11日の開会から、本日までの12日間に当たり提案申し上げました議案につきまして、十分に御審議いただき全議案を御承認いただきました上に、本日、追加提案をいたしました副町長の人事案件につきましても、御同意をいただき厚くお礼を申し上げます。

開会日の11日にも申し上げ、更に一般質問の答弁でも申し上げましたように私は町民の皆様と、たくさんの約束をしまいいりました。この公約につきましては、非常に重いものであると十分に認識をしております。年が明けますと、直ちに平成30年度の予算編成に取り掛かります。この予算において、政策に反映させてまいりたいと考えております。公約については、一朝一夕にできるものとは思っておりませんが、本日同意をいただきました副町長と共に知恵を出し合い、一つ一つ誠実に履行してまいりたいと考えております。

議会におかれましても、御理解と御協力をお願いを申し上げます。

また、1階町民ホールにおいて、「インディゴコレクション2017」のフォト

ギャラリーを開催しております。お帰りの際に、是非ごらんいただきますよう併せて御案内をいたします。

平成29年も残すところあと僅かになりました。本席、御同席の皆様、また、全ての町民の皆様にとりまして、新しい年が幸せ多い年でありますことをお祈りし、閉会に当たっての御挨拶といたします。ありがとうございました。

---

○議長（奥村晴明君） 以上で、本定例会に付議されました案件は、全て終了しました。

議員、理事者各位におかれましては、年末の何かとお忙しいところ、御出席をいただき、御協力、誠にありがとうございました。

本年も残すところ、あと9日となりましたが、2018年が皆様方にとりまして輝かしい良い年でありますよう、祈念いたしまして、平成29年第4回定例会を閉会いたします。

午前10時34分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

藍住町議会議長	奥村 晴明
藍住町議会前議長	森 志郎
藍住町議会副議長	永濱 茂樹
藍住町議会前副議長	平石 賢治
会議録署名議員	西岡 恵子
会議録署名議員	西川 良夫